

# 決 算 審 査 特 別 委 員 会

令和5年9月15日（金曜日）

## 付議事件

### 《付託議案》

- 議案第 1 号 令和4年度旭市一般会計決算の認定について  
議案第 2 号 令和4年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について  
議案第 3 号 令和4年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について  
議案第 4 号 令和4年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について  
議案第 5 号 令和4年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について  
議案第 6 号 令和4年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について  
議案第 7 号 令和4年度旭市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について  
議案第 8 号 令和4年度旭市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

## 出席委員（8名）

|     |         |      |         |
|-----|---------|------|---------|
| 委員長 | 遠 藤 保 明 | 副委員長 | 片 桐 文 夫 |
| 委 員 | 宮 澤 芳 雄 | 委 員  | 井 田 孝   |
| 委 員 | 崎 山 華 英 | 委 員  | 戸 村 ひとみ |
| 委 員 | 菅 谷 道 晴 | 委 員  | 常世田 正 樹 |

## 欠席委員（1名）

|     |       |
|-----|-------|
| 委 員 | 島 田 恒 |
|-----|-------|

## 委員外出席者（3名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 議 長 | 木 内 欽 市 | 議 員 | 松 木 源太郎 |
| 議 員 | 永 井 孝 佳 |     |         |

## 説明のため出席した者（36名）

|                             |                |               |         |
|-----------------------------|----------------|---------------|---------|
| 総務課長                        | 小 倉 直 志        | 企画政策課長        | 柴 栄 男   |
| 財政課長                        | 山 崎 剛 成        | 税務課長          | 向 後 秀 敬 |
| 保険年金課長                      | 高 野 久          | 高齢者<br>福祉課長   | 椎 名 隆   |
| 商工観光課長                      | 大八木 利 武        | 農水産課長         | 池 田 勝 紀 |
| 建設課長                        | 齊 藤 孝 一        | 都市整備課長        | 飯 島 和 則 |
| 会計管理者                       | 小 澤 隆          | 消防長           | 伊 東 秀 貴 |
| 上下水道課長                      | 多 田 一 徳        | 教育総務課長        | 向 後 稔   |
| 生涯学習課長                      | 伊 藤 弘 行        | 体育振興課長        | 金 杉 高 春 |
| 監査委員<br>事務局長<br>その他担当<br>職員 | 杉 本 芳 正<br>18名 | 農業委員会<br>事務局長 | 戸 葉 正 和 |

#### 事務局職員出席者

|      |         |       |         |
|------|---------|-------|---------|
| 事務局長 | 穴 澤 昭 和 | 事務局次長 | 金 谷 健 二 |
| 副主幹  | 菅 晃     |       |         |

開会 午前10時 0分

○委員長（遠藤保明） おはようございます。

本日も決算審査特別委員会、ご苦労さまです。決算審査に当たりまして、慎重審議のほどよろしく願います。

なお、本日、島田恒委員におかれましては、所用のため欠席させていただきたいとの連絡がございましたので、ご了解をお願いします。

ただいまの出席委員は8名、委員会は成立いたしました。

それでは、ただいまより決算審査特別委員会を開会いたします。

なお、松木源太郎議員、永井孝佳議員より、本委員会の傍聴をしたい旨の申出があり、これを許可いたしました。ご了解をお願いします。

昨日に引き続きまして、木内議長に出席をいただいております。木内議長にご挨拶をお願いしたいと思います。よろしくどうぞ。

○議長（木内欽市） おはようございます。

委員の皆さん、また、幹部職員の皆様、大変ご苦労さまでございます。

昨日に引き続き決算審査をしていただきます。また、本日は昨日に引き続き、松木源太郎議員、永井孝佳議員、傍聴、大変ご苦労さまでございます。緊張感を持ってよろしくご審議のほうお願いしたいと思います。

それでは、遠藤委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（遠藤保明） ありがとうございます。

---

#### 議案の説明、質疑

○委員長（遠藤保明） それでは、昨日に引き続き、議案第1号の5款労働費について、補足説明がありましたらお願いいたします。

説明、質疑については着座で結構です。答弁は簡潔明瞭をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 令和4年度旭市一般会計決算のうち、商工観光課所管であります5款労働費につきましては、本会議での補足説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（遠藤保明） それでは、5款労働費について質疑はありませんか。

質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（遠藤保明） 特にないようですので、5款労働費についての質疑を終わります。

続いて、6款農林水産業費について、補足説明がありましたらお願いいたします。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） それでは、6款の農林水産業費につきまして、農水産課より決算に関する説明資料によりご説明申し上げます。

説明資料の39ページをお願いいたします。決算書は207ページになるかと思います。

初めに、新規就農総合支援事業になります。

決算額は1,743万7,000円で、財源内訳の国県支出金1,160万1,000円は、国の新規就農総合支援事業です。その他の360万円は、ふるさと応援基金繰入金です。

この事業は、農業後継者不足が深刻な問題となっている中、就農意欲の喚起、就農後の定着及び就農者の増加を目的に各種支援をしたものです。

事業内容につきましては、親元就農チャレンジ支援金は市単独の補助事業で、国の新規就農総合支援事業の対象にならない親元での就農者に対して、年間20万円を最長で5年間支援するもので、18件、360万円です。

新規就農総合支援事業は国の補助事業で、独立・自営する新規就農者に対して、年間150万円を最大で5年間支援するもので、7件、1,160万1,000円です。

事業効果につきましては、本事業の実施により就農意欲の喚起につなげ、就農者の増加や就農後の定着を図ったというところです。

続きまして、40ページをお願いします。決算書は同じく207ページになります。

水田農業構造改革推進事業になります。

決算額は1億4,527万9,000円で、財源内訳の国県支出金3,406万7,000円は県単独補助金で、10アール当たりの補助単価により作付面積に応じて交付されます。地方債1,460万円と、

一般財源は9,661万2,000円です。

この事業は、米価の下落や米の消費量が減少する中、水田農業を保持するために、飼料用米や転作作物の栽培などの取り組みに対し支援したものです。

事業内容は水田自給力向上対策事業が県単独の補助事業で、固定団地型、定着支援型、拡大支援型の計3事業です。

転作作物推進事業は市の単独事業で、飼料用米への転作など5事業で、飼料用米への転作は耕種取り組み農家へキログラム当たり20円と、受け入れる畜産農家へキログラム当たり2円の補助をしております。

転作団地推進事業も市の単独事業で、麦と景観形成作物を3ヘクタール以上の団地化した場合に加算するものです。

なお、それぞれの面積と事業費は記載のとおりです。

事業効果につきましては、本事業の実施により、国や千葉県が推進する需要に応じた米生産の促進につながり、水田農業経営の安定化を支援しました。

続きまして、41ページをお願いいたします。決算書は同じく207ページになります。

園芸用廃プラスチック処理対策事業になります。

決算額は742万3,000円で、財源内訳の国県支出金238万6,000円は県単独補助金で、一般財源は503万7,000円です。

事業内容ですが、農村環境の保全と施設園芸の健全な発展に資することを目的に、園芸用廃プラスチックの処理料金や処理に伴う取りまとめ事務や運搬に係る経費の一部を支援するものです。

なお、処理量と事業費に関しましては記載のとおりです。

事業効果につきましては、施設園芸農家から廃棄される園芸用廃プラスチック類の円滑な回収と適切な処理を実施することにより、生活環境、農村環境の保全と施設園芸の健全な発展を図りました。

続きまして、42ページをお願いします。決算書は飛びまして213ページになるかと思います。

家畜防疫対策事業になります。

決算額は2,743万5,000円で、特定財源の590万円は地方債となります。

この事業は、家畜伝染病の発生、蔓延を未然に防止し、畜産経営の安定を図るため、牛の検査と牛・豚・鶏の予防接種の実施に対し、それぞれの予防接種の種類に応じて補助金を交付

したものです。

事業内容は、家畜伝染病の法定検査として、牛のヨーネ病、予防接種として、牛がアカバネ病とウイルス性下痢・粘膜病、豚がオーエスキー病と豚熱、鶏はニューカッスル病を対象として補助しております。

なお、実施した頭数、事業費につきましては記載のとおりです。

事業効果につきましては、本事業の実施により家畜防疫を促進することができ、畜産経営の安定化につなげることができました。

続きまして、43 ページをお願いします。決算書は 213 ページになります。

畜産環境フレッシュ事業になります。

決算額は 414 万 7,000 円で、全て一般財源です。

この事業は令和 3 年度で実証実験を終了し、新規に市内全畜産農家を対象に、家畜排せつ物に対して消臭効果のある飼料添加剤や臭気拡散防止資材の導入について助成するものと、畜産臭気対策に活用するための機器を購入したものです。

事業内容は、飼料添加剤の導入の取り組みが 9 件、臭気分散資材の導入の取り組みが 1 件で、それぞれ導入費用の 3 分の 2 以内で補助しております。

臭気分散資材を導入した 1 件は、堆肥作成工程の発酵舎へ臭気拡散防止資材を設置する対策を実施しました。

事業効果につきましては、市内全畜産農家を対象としたことで、取り組み農家を増やし昨年度よりも苦情が減ったという生産者もあり、臭気拡散防止に関する自主的な取り組みの促進につなげることができました。

続きまして、44 ページをお願いいたします。決算書は 217 ページになります。

多面的機能発揮促進事業になります。

決算額は 8,026 万 8,000 円で、財源内訳の国県支出金 5,967 万 6,000 円は、国と県の多面的機能支払交付金で、一般財源は 2,059 万 2,000 円です。

この事業は、近年、農家の高齢化などによる集落機能の低下により、農用地・水路・農道などの地域資源の保全活動に支障が生じつつあることから、地域の共同活動により地域資源の保全管理を行う活動組織に対して交付金を交付したものです。

事業内容は、市内 15 の活動組織が対象農用地 21 万 787 アールの水路、道路などの草刈りや水路の泥上げなどの保全管理推進に関する取り組みと、農業施設などの軽微な補修や地域資源の質的向上を図る共同活動を実施しました。

事業効果につきましては、地域資源の適切な保全管理のための活動を支援することにより、農業、農村の有する多面的機能の維持、発揮を促進するとともに、担い手農家の負担を軽減して、農地の集積を後押しすることにより、農業経営の安定化に寄与しました。

以上で議案第1号、農水産課所管の補足説明を終わります。

○委員長（遠藤保明） 担当課の説明は終わりました。

それでは、6款農林水産業費について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

井田孝委員。

○委員（井田 孝） それでは、2点お聞きします。

まず、決算書213ページ、説明欄3のさわやか畜産総合展開事業の事業内容を教えていただきたいと思います。

もう一点は同じく213ページ、説明資料43ページ、畜産環境フレッシュ事業の備品で購入したニオイセンサ、この内容というか、臭気を数値か何かで出るものか、そういう内容をちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（遠藤保明） 井田孝委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） まず、さわやか畜産総合展開事業です。

この事業は、畜産農家が行う家畜排せつ物の浄化処理施設の機能向上、堆肥の利用促進に関する機械施設の整備に支援する県単独の補助事業になります。補助率は事業費の10分の1以内、市の補助と合わせて10分の3以内になります。実際に導入したのは急速発酵堆肥化装置1基を導入しております。

それから、畜産環境フレッシュ事業のニオイセンサの感知の仕方というか、こちらのニオイセンサの測定方法は、一般的な量販向けのニオイセンサに多くされている、ちょっと難しいんですが、金属酸化物半導体というのをを用いた測定方法だそうです。この機種は一般的なニオイセンサとは違って畜産臭気対応の機種となっており、畜産臭を臭気指数として数値化することができるものです。

この機械は実際に令和元年から3年まで県とタイアップで実証実験をやっていたんですけれども、そのときに県で借りていたものと同じ機種ということになります。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 井田孝委員。

○委員（井田 孝） では、再質問させていただきます。

環境フレッシュ事業なんですけれども、飼料添加剤というのは飼料に入れて便の臭いを抑えると、分散資材というのは、便なんかに蓋をするということで、そのニオイセンサで調査した結果、どちらが有効なのかというのが分かれば教えていただきたいと思います。

○委員長（遠藤保明） 井田孝委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） どちらが有効かというところなんですけど、元年から3年まで県と実証実験やって報告書とかまとめて、幾つかの機会でも報告させてもらっているんですけど、その結果でも分かるんですけど、臭気分散資材については原尿槽への蓋だとか、農場との境界線の遮蔽壁の設置に対して、物理的に臭いの元を覆う効果、それから臭気を柔らかにする、拡散する効果、柔らかく拡散する。一旦その効果により全ての事例において、一応物理的な処置のほうは、かなり数値は少なく抑えというのは数字が出ています。

ただ、そのほかの飼料添加剤については、やはり効果が出るまで、すぐにはちょっと出ないというところで、なかなか数値としては表れないという部分である。だから基本的にやっぱり効果があるのは、原尿槽とか農場にあるんですけど、そういうところに実際に蓋をしちゃうとか、農場の近辺にある遮蔽壁とか、そういうのをやってももらったほうが、金額的には高いんですけども、実質的なのかなというふうに思っています。

○委員長（遠藤保明） ほかに質疑ありませんか。

常世田委員。

○委員（常世田正樹） では、何点か質疑させていただきます。

説明資料の 41 ページ、園芸用廃プラスチック適正化処理対策事業補助金ですが、材質によって回収できないプラ類があると思うんですけども、これ以前から懸案で皆さん、農家の方おっしゃっているんですけども、回収できない理由と、あと今後も回収する予定はないのかについてお聞きします。

それと、今、家庭菜園がコロナ禍でさらに爆発的に大流行していますけれども、家庭菜園の方もやっぱりネットで調べてビニールマルチ、黒いビニールですね。使う方がだいぶ増えました。その方々の、多分一般ごみで捨てていると思うんですけども、今後 J A なりで回収するという計画はないのかお聞きします。

あと、説明資料 43 ページの臭気対策なんですけれども、令和元年から3年までの検証結果ですか、数値として表すことができるのか。

あと、予算額を見ると 400 万円ぐらいなので、もう 3 年間やっているので検証は終わったと思うんですね、私のほうとしては。もっと予算を増額して、やはり臭い、駅に降りると、何か臭いという東京の方もかなり多いので、もっと予算を増額して大々的に、もう臭い、旭市から消そうぐらいの勢いでやるような勢いはございませんでしょうか。

あともう 1 点、決算書の 221 ページになります。

鳥獣被害防護柵設置事業補助金なんですけれども、今年、東庄町と旭市の境でイノシシがかなり出たということで、被害も大きかったとお聞きしていますけれども、申請件数について教えてください。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 常世田委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） それでは、1 点目、廃プラスチックの関係なんですけれども、廃プラスチック、今現在、旭市農業用廃プラスチック対策協議会において回収し、第三セクターである千葉県園芸プラスチック加工株式会社、そちらに収集され、粉碎、洗浄を行って火力発電の熱源とする、グラッシュと呼ばれるリサイクル原料として製品化されているところなんです。こちらで処理できるものが限られているというところで、資材によって搬入先のほうで受け取ってくれないというものは、ちょっとなかなか難しい状況ではあるなというところなんです。

業者のほうで、それが再利用とかということであれば、それは回収できるんですけれども、そうでないものは今のところちょっと受け取っても処分に困っちゃうというのは、対策協議会のことになると思います。

それから、家庭菜園のビニールマルチの件です。対策協議会というか J A のほうで回収できないかということなんですけれども、J A のほうにちょっと確認したら、一般の方についても J A で回収は行っているそうです。ただし、対策協議会で農家ではない場合は、組合員とかでない場合は、1.5 倍程度の処理料ということで頂くということで、最終的に処分工場で処分できないものはちょっと難しいんでしょうけれども、個々具体的な搬入可能なものは J A のほうに問い合わせいただければ分かると思いますので、だからまるっきり全部駄目だよということではないらしいです。

それから、フレッシュ事業ですね。検証は元年から 3 年までやって、その数値というか、何度かこの場でも説明したかもしれないんですけれども、やはり遮蔽壁だとか、原尿槽にステ

ステンレス板を設置するという場合は、例えば原尿槽にステンレス板を設置しちゃう、蓋をしちゃうという、測定器で31の指数が12になったとか、それから原尿槽に波板というんですか、そういうのをやった場合は、25からゼロになっちゃった、数値上はゼロになっちゃったという検証結果というのは出ています。

それから、あとは畜舎なんかの脇に遮蔽壁を導入したところは、一応指数上は5からゼロになっています。基本的に、これは簡易的な測定器というところで数値で出るんですけども、本来臭気というのは、臭気判定士という方、そういった資格、臭気判定士というのがいるらしいんですね。そういうのが本来は数値というか、この臭いはこのくらいですよというのが本来のあれみたいですけども、鼻ですね。結局機械で数値出ても、やっぱり臭いは臭いで、人間の感じ方もあるんですけども、この臭いだったら、旭市の人だったらそうでもないと思うんですけども、例えば同じ数値でも外から来た人はだいぶ臭いなと思うのは、やっぱり臭いのいろんな性質もあるので、一概にこの数値だからクリアしましたというのは、ちょっとなかなか難しい状況であるのかなと思います。

続いて、鳥獣被害対策補助金になります。申請件数は今回6件で補助金額は23万3,000円ということですが、今年度は9月10日時点で一応15件、申請があります。というのは今回、結構増えたというのは、いろんな個々の農家が電気柵の補助金等が来るんですけども、今回飯岡の上永井地区のほうで、かなりあそこに頻繁に出ているということで、その地区の農家の皆さんが集まりがあるというところで、うちのほうもそこ出向いて、こういう対策についていろいろ協議したりしています。

これだけじゃ、1人、2人がやっても駄目だねというところで、やっぱり地域のみんなでできることがないかというところで、いろいろと話し合いを持ちながら今取り組んでいるところで、その対策費について、今県のほうに申請していて、もしかしたら対策補助金というか、その取り組みについて、やっぱり地域でまとまって処理していきましょうよというのを調整する。それが上永井地区で今始めたんですけども、これはスキームとして捉えて、いろんな、今度、出現するところに広げていければなというふうに考えています。

○委員長（遠藤保明） 常世田委員。

○委員（常世田正樹） では、一つだけ再質疑させていただきます。

臭気対策のほうは物理的な処理を行うことで、かなり軽減できるということは、令和元年から3年で実証できたということだと思いますので、今後、観光客、あと人口を増やすためには、やっぱり臭いはシャットアウトしなきゃしょうがないと思うんですよね。なので、物理

的なそういった工作物、工作をするときの補助金のほうの増額のほうをぜひ検討していただければと思います。よろしくお願いします。

○委員長（遠藤保明） 常世田委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） 物理的な補助金額の上限 150 万円というところで今設定しています。補助率は3分の2ということで両方同じなんですけれども、上限について、やはり遮蔽壁とか物理的な措置は、かなりやっぱり高額だということ、ちょっとすぐには、はいと言うわけにいかないんですけれども、もうちょっと添加剤よりも物理的な対策を取れるような補助体制には、できればちょっと今後、その上限額についてもいろいろ検討はしていく余地があるのかなと考えます。

以上です。

○委員長（遠藤保明） ほかに質疑ありませんか。

片桐委員。

○委員（片桐文夫） 決算書の 213 ページ、説明資料の 42 ページの家畜防疫対策事業ですか、この中の牛のヨーネ病検査とか、アカバネ病予防接種、ウイルス性下痢・粘膜病予防接種ですか、この頭数、牛がすごく旭市にいる頭数よりだいぶ少ないような感じがするんですけれども、これで足りているんですか。

それと、これヨーネ病検査なんかについては 39 頭ということなんですけれども、どういったあれなのちょっと教えていただければ。

○委員長（遠藤保明） 片桐委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） ヨーネ病の検査なんですけれども、基本的に4年に1度やればいいというところで、農家の中のサイクルもありますので、多いときも、そのときの4年の順番が回ってくる、あれによっても頭数のあれは違うんですけれども、さらに例えば4年に1回でいいけれども、心配な場合はもっと早めに接種したりとかという方も中にはいらっしゃるということで、その辺はちょっと読めない部分もあるんですけれども、こういったヨーネ病が周りに蔓延していたら、ちょっと早めだけでも打ちたいという人も中には出てくる場合もあるというところで、基本的には4年に1度の検査ということで今なっています。

（発言する人あり）

○農水産課長（池田勝紀） ヨーネ病が出た場合は、一応これ法定伝染病ということになってい

ますので、それなりのいろんな、県とか、今度は家畜防疫の対策を今度、鳥インフルエンザとかで、九州のほうでも豚熱がありますけれども、そういった対策を図らなきゃいけないのかなというところになると思います。

○委員長（遠藤保明） 片桐委員。

○委員（片桐文夫） 分かりました。

それで、4年に1度ということなんですけれども、4年度は39頭、またその上限というのはないわけなんですか、これは。牛舎によってはすごく頭数がある牛舎とか、いろいろあると思うんですけれども、その上限の頭数とかのあれは。

○委員長（遠藤保明） 片桐委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） 上限というか、基本的には牛のヨーネ病検査、全体で2,200頭とか結構いるんですけれども、こういった予防接種やるときには、要望を農家のほうに通知して、それで実数を計っているところなんですけれども、そんな中でだいたい次の年にどのぐらい要望しますかというところで、だいたい予算を盛っているような、そんな状況になります。

（発言する人あり）

○農水産課長（池田勝紀） アカバネは毎年やっているみたいですね。

○委員長（遠藤保明） 片桐委員。

○委員（片桐文夫） 課長、その後で教えて、すみません。よろしくお願いします。

○委員長（遠藤保明） ほかに質疑ありませんか。

崎山委員。

○委員（崎山華英） ちょっと今調べたんですけれども、多分アカバネ病とかヨーネ病、牛の種類が対象が多分限られているので、それでももしかしたら頭数が少ないのかなと思いました。

何か、今ちょっとネットで調べて……、すみません。質疑します。

決算書の207ページのこだわり旭ブランド創出支援事業補助金から質疑いたします。

まず、この補助金の要件、補助金が出る条件をちょっと教えてください。

○委員長（遠藤保明） 崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） 補助金の要件というところですので、まず市内の農水産業者3戸以上の団体、または市内で農水産業を営む法人等が対象で、補助対象事業としては商品開発または改良、生産体制等の整備、拡充、販売促進のための情報発信及びPR活動となっていま

す。

○委員長（遠藤保明） 崎山委員。

○委員（崎山華英） こちらの事業について、質疑のほうでも挙げられていたんですけども、1件、今、その補助事業を利用されている法人があるということで、ちょっと私のほうも調べさせていただいたんですけども、その法人というのが、そもそも旭市以外の出荷牛とかも使っているブランドになっていて、旭という文字が一言もブランド名にもないし、説明にも旭が一言も書いていないんですよね。千葉県でということだったら、十分いいと思うんですけども、これが果たしてこだわり旭ブランドなのかなというふうに考えたときに、この補助金が適切なのかなというのはちょっと疑問に感じましたので、その点についてどう思うのかなというのを思いました。答弁お願いいたします。

○委員長（遠藤保明） 崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） 一応、最初にこの事業の立てつけというか、この事業は旭市の農水産業の振興を図る上で、農水産物の有利販売、それから販路の拡大だとか、また新たな旭市の顔となるブランド創出の支援等によって、生産者や加工者の収益増加につなげていくというのが大きな目的となります。

ブランド名に旭を入れるということが、特には目的とはしていません。これで旭市を宣伝することを要件にしているわけではないので、この事業で言うブランドは地域で知名度を上げること、それから、地元で取れたものであるというところ、それから誰が生産したもののかはっきりしている信頼度の高さや、少量でもこだわりを持って生産している有利性をブランドと、一応捉えているところです。

当該事業の補助金の要件を、これは一応旭市の要綱上は当然満たしているというところでも今回補助をしています。この事業は、ちょっとした取り組みでもなかなか個人的には挑戦できないというところで、負担をなるべく農家の軽減を減らして、少しでも一歩踏み出していただければというところで、そういった意味で、有利販売につなげていって生産が継続していただけの手助けになればいいのかなと考えております。

せんば牛というところで私言ったので、多分早速調べてくれたと思います。これ申請者は市内の農業法人です。旭くくりでやるのが一番いいんだと思うんですけども、例えば産地だとか、特に畜産業というと、例えばブランドにすると、だいたい配合飼料の会社なんかで、うちはこういう配合飼料で使っているよというところで、例えば何々豚、何々牛にしている

パターンが結構多いんですね。だから、一概にこれ旭市だけって縛っちゃうとなかなか、せっかく補助事業を用意しても、絵に描いた餅というか、使いづらくなっちゃうというのもあるし、売っていただいて、これはだんだん売れて、「これどこの」「ああ、旭のだね」と、例えば銚子市のキャベツ、灯台印ブランドって、銚子市って入っていないんですよね。灯台キャベツとかといって、それをブランド化していて、それをキャベツ、ああ、これ銚子市だねというところで、その知名度が逆に引っ張られるという、そういったケースもあるので、ここは一般質問のときでもあったんですけども、ストライクゾーンをかなり広めに取りせてもらってありますので、できるだけ農家のほうへ支援できればという考えで、今のところは考えているので、またその辺はいろいろご意見があれば、また制度のほうもいろいろもうちょっと縛って、農家ばかりこんな緩くていいのかという話があるのであれば、もうちょっと縛らなきゃいけないのかなというところなんですけれども、今のところは広く農家のほうに使っていただきたいというところで、そういった制度設計にしているところです。

○委員長（遠藤保明） 崎山委員。

○委員（崎山華英） ご回答ありがとうございます。あまり縛り過ぎてしまうと、申請も少なくなってしまうとか、いろいろな可能性が狭まってしまうという点では、理解できるところもあるんですけども、あまりにも何かぼんやりし過ぎてしまっているというか、旭市に会社があれば何でもいいのかみたいなことになってしまうので、それはもうちょっと検討の必要があるのではないかなというのは、ちょっと感じました。

素材は多分いっぱいいいものを持っている生産者とか、市内にいっぱいあると思うので、ただブランド化まではノウハウがないとか、そういったところに支援がいくといいと思うので、ちょっとその点について考えていただきたいなと思います。

次なんですけれども、今ほかの質疑を聞いた中でちょっと気になったので、畜産環境フレッシュ事業についてちょっとお聞きしたいんですけども、以前、委員会などで、この畜産環境フレッシュ事業についての市内の臭気の状態を、50 地点を職員に依頼して固定モニタリングしたりとか、週 1 回取り組み農場を循環モニタリングして、人の鼻でモニタリングしているというような説明を聞いたことがあったんですけども、それはこのニオイセンサを導入した後も現在続いているのか、ちょっとお聞きしたいです。

○委員長（遠藤保明） 崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） 一応元年から 3 年までの実証実験というところで、県とタイアップ

しながらいろいろやって、農場等の臭いのマップを作ったりとか、あとは市内の職員に依頼して定点というか、その住んでいるところで定期的に臭いが今日感じるかどうかというのをやってきたんですけれども、今ちょっと実証事業が終わっているというところで、職員の負担はないわけじゃないので、今のところはちょっとやっていないです。

今回実証実験で使った機械、あれ実証実験やっているとき、一々県から借りてきていたんですよ。それも手間だということで、また今度、県とも今話し合っているんですけれども、同じような実験がまた一緒にできればいいねという、やんわりですけれども、そういったところにも活用できればなと思っているところなので、この辺かなり関心が高いところなので、もちろんもうない知恵を絞りながら、いろいろ考えていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（遠藤保明） 崎山華英委員。

○委員（崎山華英） 逆に安心しました。私ちょっと館山市にこの前、ジビエセンターのほうちょっと行ったんですけれども、旭市から来ているの私だけだったんですけれども、私は全然何も臭いを感じなくて、ほかの方はすごい獣臭がすると言っているんですけれども、私だけちょっと分からなかったんですよ。多分畜産が周りにある環境だから、市内によくお住みになっている方だと、鼻が鈍くなってしまったので、だから臭気判定士の方の話もありましたけれども、やっぱり専門の方でない限り、人の鼻はちょっと信用できないなというところがあったので、安心しました、逆に。ありがとうございます。

あと、次、決算書 219 ページから 221 ページの有害鳥獣駆除事業についてなんですけれども、先ほど常世田委員のほうからもお話はあったんですけれども、令和 4 年度の駆除実績ですとか、実被害の件数とか把握している範囲で分かれば教えていただきたいです。

あと、駆除したイノシシとか鳥獣の処理ってどうしているのかお聞きしたいです。

○委員長（遠藤保明） 崎山華英委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） まず、駆除実績になります。鳥類が、カラスが 378 羽、スズメが 20 羽、ドバトが 33 羽、キジバトが 22 羽、あと小動物のアライグマが 24 頭、ハクビシンが 27 頭、イノシシが旭市の捕獲が 10 頭で県事業の捕獲が 2 頭、合計 12 頭になります。

あと、処理方法なんですけど、鳥の処理については埋却によって処理をしています。あと、アライグマ、ハクビシンの処理については、東総地区のクリーンセンターにて焼却処理を行っています。イノシシの処理については、埋設による処理をするほか、一部食用にすると。一

部ということですがけれども、一応県の特定鳥獣管理計画とかという中で、処理の方法等が書いてあるんですけれども、基本的にイノシシは保護動物になっているので、やたらめったら殺して歩くわけにいかないの、基本的には人間に被害があるとか、害があるというときにやむなく処分をします。基本的に命をいただいているので、食用にすることが一番弔いということになるんでしょうけれども、なかなかそうもいかないというところで、一部自分で撃って食用にしているのは、本当に一部あるんですけれども、基本的には埋却による処理というのが一般的な、ここら辺では処理になっています。

○委員長（遠藤保明） 崎山華英委員。

○委員（崎山華英） 結構いろんな種類の鳥獣が駆除されているということが分かりました。埋設をされている、一部埋設、イノシシですとか、やっているということなんですけれども、埋設する場所というのはどこになるんですか。

○委員長（遠藤保明） 崎山華英委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） 埋設、一応全部確認しているんですけれども、要は猟友会の皆さんにお願いしているの、猟友会の皆さんの多分敷地とか、何かそういったところにやってくれているのかなと思います。

○委員長（遠藤保明） 崎山華英委員。

○委員（崎山華英） 分かりました。ありがとうございます。猟友会のほうで埋めていただいているということで、かなり負担をお願いしちゃっているということで、ありがたいことだと思います。分かりました。ありがとうございました。

○委員長（遠藤保明） ほかに質疑ありませんか。

宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） では、1点だけ、私の質問と井田委員、そっくり同じところを質問して、井田委員の回答で結構です。

1点だけ、もう六、七年前になると思うんですけれども、畜産農家の皆さんの要望で、だいぶ県の補助事業が、臭気対策のね、随分進んできたけれども、市の対策、対応は本当に手厚い対応をしてくれているんだと、これは畜産農家が言うんですね。ただ、対応、資金面での対応がちょっと見えないということでお話ししたら、いろいろな対策をしているんだけど、そのうちの一つに薬品で臭気を抑えようという薬品が幾つも出ていて、そのどれが有効なのか、それを市独自で、畜産農家がね、研究をするのに対して、300万円の予算がついたと

思うんですよ。もう六、七年前だから、ちょっと変わっちゃったかもしれないですけども、それがもし継続されて、あるいは増額になっていたりすれば、その額分かれば……、後でいいです。

○委員長（遠藤保明） 宮澤委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） その事業、勉強不足で申し訳ないです。それ県単なのか、国の事業なのか含めて、後で調べておきたいと思います。

今回のさわやか畜産のほうも、これ6月の補正で取らせてもらったんです。というのは何で補正になっちゃったかという、去年の10月予算協議したときに、県ではもうこの事業をやらないよという話だったんです。そうしたら蓋を開けたら、当初予算にのっていたんですね。うちのほうはやりたかった農家に声かけて、慌ててこの事業、旭市のほう補正組んだんですけども、これ毎年毎年本来だったら当初予算にのっていたんですけども、今回ちょっと県のほうも何かやり取りがあったみたいで、その辺は県のほうのスタンスも、これが臭気対策だけの話かどうかって分からないんですけども、その辺は国なんかの意見交換のときも、その臭気対策というところでいろいろ交換させていますので、今度、来月、国の農水省千葉県拠点の方が意見交換に来てくれますので、そういったところでもいろいろうちのほうも要望なり、どんな事業があるのか、ちょっと確認させていただきたいと思っています。

○委員長（遠藤保明） ほかに。

宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） 県がだいぶ力を入れてもう20年くらいになるかな、あまり対応していなかったんですけども、急に力を入れ出したので、農水産課と畜産農家が一緒になって随分研究をしたり、県に要望したんです。そうしたら、県の回答が本当にけんもほろろで、これは実は畜産も大切だし、その臭気対策も本当に力を入れたいんですけども、将来発生するだろう鳥インフルエンザの対応にお金をためておくんだ、だからお金を出せないと言われて、だいぶ心外だと怒っていましたが、そんなこと、ちょうどその頃から市も随分対応して、その7年前についた予算なんです。初めて市がつけてくれた予算なので、ちょっと後で教えてください。

○委員長（遠藤保明） いいですか、答弁よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

片桐委員。

○委員（片桐文夫） 先ほどの有害鳥獣駆除の関係で、崎山委員から質問が出た、どういった、どのくらいのあれが被害があったのかという話がちょっと漏れていたかと思うんですけども、その被害面積と、あとその作物、分かれば教えてもらいたいと思います。だいたい上永井地区なんかでも、メロンの時期は終わったんですけども、メロンをやられたとかって、泣き寝入りじゃないんですけども、市に言わない、農協に言わない農家が結構いるんですよ。そういったところも耳を傾けてもらって、本当であれば被害に遭っている面積を見ながら、電気柵だけでなく違ったあれがあるのか何なのか、対策を取っていかないといけないと思いますので、その面積とあれをちょっと教えていただければ。

○委員長（遠藤保明） 片桐委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） すみません、面積はちょっと拾っていないみたいです。

被害額については、令和4年で一応こちらで把握しているのが58万7,000円というところで把握はしています。令和3年度が結構多くて72万2,000円とか、そのぐらいの被害、ただこれって、うちのほうで押さえているだけの数字なので、これ以外に多分きつとあるんだと思います、すごい金額でしょうね。

だから、今、電気柵だけではなくてというところで、地域の皆さんを巻き込んでというところですね。みんなで話し合って、例えばこういうところに食後の残渣置いておいたらすぐ来ちゃうよねとか、農家が自らの対策できることもあるよねと。例えば畑の周りも雑草が生えているねというところを、ちょっと少し離すところまでみんなで草刈りやったらどうだろうかというところを、いろいろ話し合いをしているところです。だから一緒に市のほうも、そういった、今、上永井のその地域だけですけれども、こういうのをどんどん広めていければいいのかなと、そういうふうに考えています。

○委員長（遠藤保明） 片桐委員。

○委員（片桐文夫） 引き続き、よろしくお願いいたします。一応農水産課のほうでは、その担当というか、それがいて、電話をかけるとすぐ、それこそ1時間もたたないうちに現場に来てくれて見てくれるんですけども、そういった中で農家の人とかいろいろ近隣の人に話を聞きながら、どうしたらいいのかなというのを親身になってしていただければ、農水産課の職員、市の職員が一生懸命やってくれるというのは目に見えて分かると思いますので、これからもよろしくお願いいたします。

○委員長（遠藤保明） 審査の途中ですが、11時まで休憩します。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時 0分

○委員長（遠藤保明） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の審査を行います。

ほかに質疑はございませんか。

戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） 休憩前にいっぱいという一言が、大きな一言が聞こえたと思うんですけども、たくさんございます。

私、旭市に来て本当に旭の農業が日本を支えているんだというのを実感していますので、これはやっぱり決算に関しましてはたくさん質疑して、もっといっぱい私の中での旭の農業を深めていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

すみません。エアコンの温度を、局長にお願いして2度ほど上げて26度にさせていただいたんです。農家は今日も、この暑い夏ずっと頑張って、汗水流して、旭の農業の振興のために頑張ってくださっているので、私たちもこれぐらいで暑いなんて言っていたんじゃ、本当に農家に申し訳ないので、委員会では冷や汗や脂汗も全て含めて汗を流していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

課長、まず最初、新規就農、決算書207ページから入りたいと思います。私ね、一般質問等でも聞かせていただいているので、ただ、まだまだ聞き足りないで聞きます。

令和4年度の親元就農の18件なんですけれども、ここだけ財源がふるさと応援基金繰入金なんですけれども、これは要するに親元就農のそれを増やすということでのこの基金の活用なんだと思うんですが、これ当初見込み、決算で18件で360万円になっているんですけれども、これ要するに見込みどおりだったのか。それとも、もっとふるさと応援基金を入れてやっておけばよかったと思われるのか。基金の使い方としてです。いやいや、私ね、財源にこだわりたいんですよ。やっぱり支援したいところには財源いっぱい投入して、そこを増やしていけないといけないと思っていますので、このところをお願いいたします。

これから後の分も全部財源にちょっとこだわりたいんですけれども、ほかの新規就農のいわゆる本当の新規、そのところの見込みと結果、決算で計上できている、その課長の中で

のいわゆる総括といいましょうか、そこのところをお願いします。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対し……

○委員（戸村ひとみ） 続きで言ったほうがいいんですか。水田農業構造改革のほうまで行っちゃったほうがいいですか。

じゃ、水田農業、私、自分の頭の中が結構混乱してくるので一つずつやりたいんですけども、局長がたつてのあれであればしょうがないな。

ここも、財源聞いておきますね。水田農業のほうの地方債 1,460 万円で、大きいのは国県支出が、違うわ、一般財源が一番大きいんだけど、県のほうからも約 3,400 万円、この財源の取り方というのかな、それをお願いします。県の補助金割合みたいなものもあるんでしょうから、お願いいたします。

これ以上やると、私、自分の頭の中が本当にこんがらがってくるから、いいですか。

○委員長（遠藤保明） どうぞ。ここまでで質問終わりですか。もっとありますか。

（「まだまだある」の声あり）

○委員長（遠藤保明） 一応ここで区切りますか。

（「区切らないんですよ」の声あり）

○委員長（遠藤保明） 答弁をしてもらえますか、ここで。

（「はい」の声あり）

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） 一応新規就農の関係のそれぞれの数値の見込みですか、親元就農チャレンジ支援金とかそういうのは、毎年、輝けルーキーといって、農高の新卒者だとか新しく農業をやるよという人を県の農業事務所と一緒に状況を把握していて、その辺の今までの計 17 人とか 18 人、毎回 20 人ぐらいが平均してなんですけれども、今回も今までの人数を勘案して 20 人くらいだろうということで予算を持ちました。実際のところ、今回 18 件というところで収まっているので、そこそこ見込みどおりと言ったらあれなんですけれども、そこそこなのかなというところであります。

あとは、国の支援事業なんかというのは、今やっているのが 4 年度からなんですけれども、その前の前段の 5 年間もらえるという人も含めて、それと継続している人はもう確実に何人というのは分かるんですけれども、あとは、新しく新規になる人は、だいたいそのとき、10 人も 20 人もとやっちゃうと予算ばかり膨らんじやうので、実質的に考えると 2 人とかそのぐ

らしい計算で予算のときは計上しているという、そういう状況になっているんですね。

あと、財源ですかね。ふるさと応援基金繰入金、この財源がこれだけあるからこの人数を支援しちゃおうというよりは、今回、親元就農チャレンジ支援金 18 件でこのぐらいの経費がかかりますから、ふるさと応援基金からその金額を充当するといった形で、市単独でね、というところでやっています。

水田農業構造改革推進事業のほうですけれども、国県支出金は、これも面積だとかそういう部分でもうきっちり、取り組み面積でその分来るので、農家にもアナウンスとしてこれをやったら 10 アール幾らだよというのは事前にアナウンスされているので、最終的な結果、取り組み面積これだけだから県のほうに申請して、その分をもらうということでございます。

地方債のほうは、一応過疎債のほうを使っています。干潟地区の部分という部分ですかね、その分を過疎債を使わせていただいて充当しているというところになります。

今、国のほうはそれで大丈夫ですかね、継続の人の人数と新規のほうに 2 人くらい見込んでいうところで、予算のときの話になっちゃうんですけれども、決算じゃなくて。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） 親元就農の分、そちらのほうは、私、要するに事業効果のことを聞きたいわけです。だから、見込みで、それぐらいでこの決算のときに 18 件と行って上がって、そんなもんじゃないかなと思うというふうに課長のほうがおっしゃいましたけれども、そのほかの人数、件数というのかな。新規就農とか、7 件、2 件、5 件というこの件数が課長としては予算時に見込んだのと、要するにこの事業の効果が、決算ですからどうだったのかということちょっと検証したいんです。就農者の増加に寄与したと書いてあるので、寄与という言葉で終わっているんで、課長の中ではどういうふうな効果进行评估していらっしゃるのかなというのを聞いてみたいなと。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） 見込みの人数に対しての評価ということですか。

そうですね、国の新規就農事業も、継続してやっている人はもう見込みとして、これ必ず 2 年目だいたい。その代わりに業として所得上がっちゃうと減っちゃうんですね、これ。幾ら以上所得があったらこの交付金もらえないというやつなんです。だから、もうけてもらったらそのほうがいいんですけれども、でも、なかなか新規就農してすぐそれだけ所得上げられる人っていないので、だいたい継続して耐用年数もらっている。そこの辺はだいたいの数

値としてはすぐできるので、要は、今年度新しくどのくらいかというところはなかなか判断が難しいと思います。

今の国の事業については、要は就農して3年間 150 万円もらうというパターンと、1,000 万円までの機械の補助、750 万円補助してくれる、どちらか選択という部分。それから、もう一つ選択があって、両方併用もできると、150 万円を3年間、併用して機械も買いたいよといった場合は、1,000 万円までじゃなくて半分の 500 万円までの機械に対して 75%補助すると。だいたい併用するパターンが多いのかなとは思っているんですが、ちょっとこの辺は新しく手を挙げた人が、最初に 1,000 万円を投資に使いたいよという人がいるのか、それとも運転資金 150 万円、3年間でいいという人がいるのか、それとも併用したほうがいいのかというのがなかなか見込めないです、そのときの農家の相談によってになっちゃうので。だいたいそんなに多くは見込めないんですけれども、2件、3件くらいで見込みはしているところです。そういういった新規の部分は。

それはやっぱり同じで、転入者農業チャレンジ支援金もそうなんですけれども、これは4年からのので、次からはその期間分はカウントすぐできるんですけれども、要は新規の人がどのくらい来るかというのはやっぱり見込みというか、これはまだ始めたばかりでなかなか推計もできないので難しいところなんですけれども、だから、そこそこ、それから言ったらもっと増えてほしいところではありますが、ちょっと少ない見込みかもしれないですけれども、ちょっと予算あまり膨らませなくて済んでいるというところもあるんでしょうけれども、もっともっと新規就農来ていただいて、補正予算でどんどん上げていければと思っていますが。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） その予算の話なんですけれども、決算の話なので予算の話はしませんけれども、決算でこういう数字を事業効果として見たときに、果たしてそれぞれの補助金額というものが妥当、妥当という言い方はちょっと分からないですけれども、もう少しこの金額が多ければもっと増えたんじゃないかとか、そういうことを考えるわけです。

私、一般質問でも言いましたけれども、やっぱり農業に関してもっと補助金を入れないと自給率が本当にどんどん下がりっ放しになってしまうという、そこで新しく農業をしてくれる人とか、家業を継いでいこうだとか、そういう人たちに対しての補助は手厚くしなきゃいけないという考え方でこれを質疑しているんですけれども、ここの検討ってありましたか、令和4年度で。金額の妥当性と、それからもっと増やそうというようなことがあったかどうか。

そうした場合には、やはり県のほうとかにもっとその補助してもらった額を上げてもらうような交渉とかね、そういうことまで考えなきゃいけないと思うんです。

それから、先ほど言いました基金も、結果これぐらいのものを入れるという形ではなくて、やっぱり大きく打ち出したほうが私は、自分の考え方を言っちゃなんなんですけども、そういうふうないわゆる財源とか、あとその財源を基に個々の補助金の額を上げるだとか、そういうような検討というのは令和4年度にありましたか。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） 確かに金額を上げれば、もしかしたらニンジン1本よりも3本ぶら下げたほうが馬は走るのかもしれないですけども、その辺の幾らが妥当かというのは、ほかのいろんな農業者以外の市民の税金も使っていますので、この辺、親元就農も転入者農業チャレンジ支援事業もまだそんなに、チャレンジ支援事業は4年からなんですけども、親元就農もそんなにまだ年数たっていないので、そういったところで話がもうちょっとあつて、ただ、どのぐらいの金額が妥当かというのはいろいろ協議が必要かなと思っています。

これが、じゃ、幾らならいいのか。例えば生涯賃金を上げちゃえば多分、はいと手を挙げると思うんですけども、そこはやっぱりバランスで、どこまで幾らつぎ込めばというところはちょっと検討していかなければいけないかなとは思っていますが、ただ単純に上げれば全て新規就農の悩みが解消できるかというのはちょっと難しいなとは思っています。

あと、財源ありきというよりは、財源がこれだけ、ふるさと応援基金繰入金、応援基金はいっぱいあるんでしょうけれども、基本ここにこのぐらい経費かかったので、この財源を使おうかという考えのほうが繰入金の考えではあるのかなと思いますけれども、県のほうは、例えば新規就農支援事業、これ県のほうは入っていないので、県の補助金というのは投入されていないんですね。新規就農総合支援事業補助金というのは、国のほうの補助金になっています。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） 課長のお話、ごもっともだなと思うんですけども、やっぱり農業をやって食べていけるというふうに思わないと、農業に手を挙げる人はいないですよ。なので、食べていけるんだというぐらいの金額、それからあとはもちろんサポート体制ね、そういうところを充実させてもらって、あとはそれはもう本当に財源がないとどうしようもないことなので、私は県のほうとか、県の農業を支えているのって旭市なので、何回も言いますけれ

ども、なので、これはそういうこともあって質疑をいたしました。これ私の意見ではございません。そういう下に質疑をいたしました。

水田農業のほうです。県単独補助事業と市の単独事業とに分かれているんですけども、市の単独事業というのは、これ財源の話になるんですけども、県からの補助というのは見込めなかったものなんですか。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） 見込めています。要は、取り組み当たり、10 アール当たり幾らというのは県のほうでも示されているので、農家が事業に対して結果的にやりましたということであれば、その事業の面積を申請して県から来るということです。

推計はしますよ、今年度どのぐらい広がるんだろうかというところで、プラスアルファで予算は取りますけれども、最終決算になった場合は、最終的に取り組んだ面積で県のほうに補助金を請求するということになります。

（発言する人あり）

○農水産課長（池田勝紀） 国県支出金になっちゃっていますけれども、これ県単独の。

（発言する人あり）

○農水産課長（池田勝紀） そうですね。転作の市のほうですか。市のほうは、先ほど補足説明で申しあげましたけれども、飼料用米についてはキログラム当たり 20 円補助しています。作っている農家だけではなくて、受け入れてくれる畜産農家のほうもキロ当たり 2 円を補助しています。

（発言する人あり）

○農水産課長（池田勝紀） これ市の予算を見ただけでは分からないんですけども、決算で水田農業構造改革推進事業で 1 億 4,527 万 9,000 円使っておりますけれども、これ国が入っていないんですよね。国は今直接支払いしているんです。だから、飼料用米をやったら 10 アール当たり 8 万円だとか、専用品種だったらどう、今ちょっと段階があって取り組みによって違うんですけども、こっちのほうに数字が来ているわけじゃないんですけども、この 1 億 4,527 万 9,000 円、市・県で投資することによって、旭市に実際 8 億円から 7 億円の国の直接支払交付金が来ているということになります。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） 七、八億円の国からの交付金というのはどこに計上されていますか。ど

ここに計上されて、どういうふうに……、計上されない。

○委員長（遠藤保明） ちょっとあれだけれども、農水産課長、ちょっと説明してやってください。これは国の事業とあれ全部分かれているでしょう。お願いします。

○農水産課長（池田勝紀） 農家に直接国から支払われる。市を通さない。昔は、国の転作補助金って、市に水田農業推進協議会とかつくられて、そこに国から来て、その協議会から配分する形だったんですけども、今はもう国が直接農家に取り組み面積当たりで、直接農家に支払われるので、国の補助金の分は市を通されていないので……

（発言する人あり）

○農水産課長（池田勝紀） 窓口は国ですね。

その辺の、だから申請の手続きとかそういうのはこっちのほうでフォローしたりしますけれども、いろんな営農計画書とかで、どこから説明していいのかわからないんですけども、そういったところのデータをいろいろ共有して、それを国に上げることによって、国がこの方はこの面積だねというところで、その申請書類も市のほうで支援して、こういう書類を作ってくださいということでフォローアップして、そういったところでもかなり残業しながら市のほうもやっているんですけども、そういったところで直接農家が、全体、この水田農業構造改革に当たっては8億円から7億円、きっちりした数字は、直接払われているのでわからないんですけども、面積とかそういった部分で勘案するとそのぐらいの国の交付金が市内の農家には交付されているというところ……

（発言する人あり）

○委員長（遠藤保明） 戸村委員、今の件は詳しく冊子あるんですよ。後でよく。

戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） ありがとうございます。やっぱり農業ってすごく奥深いですね。私が知らないだけか。すみません。じゃ、その冊子のほうで勉強させてください。お願いします。

ここの水田農業構造改革に入るのかどうかちょっと分からないので聞いてみるんですけども、みどりの何とかというのを国が有機農業の推進のために始めたじゃないですか。それは水田農業構造改革というここの分野には入りますか。というか、入らないのであればどこに旭市としては決算計上がしてあるのか、お願いします。

○委員長（遠藤保明） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） みどり戦略の関係については、水田農業構造改革推進事業って、こ

れもともとは米価の下落を防ぐための、要は転作事業の絡みのやつですね。今、転作というのは法的になくなって、転作というか、生産調整というものはなくなっているんですけども、でもみんな自由に作っちゃったら下がっちゃうよねというところで、こういったふうに誘導する施策ということになっています。

みどりの食料システム戦略の中の目標ですから、有機農業 25%でしたっけ。ただ、国で全農地の 25%そうしようと言っているんですけども、今まだ 0.何%、1%にも多分届いていないと思います。

有機のほうもどんどん進めたいなと思うんですけども、作りました、売れませんという世界が一番大変だと思うんです。ある程度売れる見込みというんですかね、そういった部分も必要です。

国のみどり戦略の中では、やっぱり消費者の理解のほうも一緒にやっていかないと駄目だねという、そういった学校給食なり消費者にアピールもしようというところの世界です。今現在、まだ市ではちょっと有機の取り組み、そんなに少ないです。実際今、例えば有機農業を出荷しても、一般の消費者、例えばみんな今燃油高騰とかで家計も結構苦しい中で、やっぱり安い農産物を買ってしまうというのが、今まだ一般的で、そういうのを並行してやっていかないとちょっと進まないのかなと。

ただ、今、旭市の場合はそれに特化した補助事業というのはまだやっていない状況ですね。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） 分かりました。まだみどりの食料システム戦略の取り組みというのがないので、決算上もないということですね。分かりました。個人的には非常にこの辺の有機ということに関しては関心がございますので、この質疑をしました。

続きまして、同じく 207 ページなんですけれども、先ほど前者よりの質疑ございましたこだわり旭ブランドなんですけれども、私もこれ、道の駅とかの関係もあって、活性化とかの関係もあって、物すごく旭ブランドというものに関心があるんです。いわゆる旭ブランドというのが、私は農水産課のこの管轄の中に物すごい数があると思うんですけども、課のほうで認識している、令和 4 年度内でこれが旭ブランドだと認識していらっしゃるものというのはどれぐらいありましたかね。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） 旭市は、農業産出額が 11 位ということで、全国的にも高い。とい

うのはいろんなものがあると。いろんなものがブランドであるのではなくて、生産者側からすると安定した食料供給ができていて、そういうところで産出額も上がっているのかなというふうに思います。

一部ブランド化、旭市のほうで事業を持っていますけれども、そういった農家、ブランド化してどんどん自分の経営をそういう部分でよくしていきたいという部分もあると思うんですけれども、一方で消費者目線からしたらどっちがいいですかという話もあると思うんです。

毎日、ブランドの農産物が食卓に上がっていますかというところになると、多分一般の家庭では、ほぼほぼリーズナブルな価格の野菜、畜産物が食卓に並ぶのが、今景気が悪い中で当然なことだと思うんですけれども、市がブランド化、今どういうものかといったら、キュウリ、トマトが産出としては多いんですけれども、それがブランドかどうかというのはちょっと難しい。じゃ、ブランド化しているのがあるかどうかというと、これといったのがないのかもしれないですよ。

例えば飯岡のメロンだとか、そういうのは当然ブランド化、貴味メロンで打っていたんですけれども、今は飯岡メロンという名前に農協のほうでしたんですが、そういうものもありますし、一部、昔、耕畜連携というところで、田んぼに畜産の堆肥をまいていて作ったお米で、それは萬歳地区だったので萬歳米というブランドで米を作ったりとか、そういった取り組みもあったりはしていますね。ただ、それが全国的に広まっているかどうかというのは難しいんですが、いろいろ細々取り組んでいる人はいらっしゃるようです。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） このこだわり旭ブランド創出支援事業が 22 万 2,000 円ですか、金額的にどうかなというのが、やっぱり決算書を見て思ったんです。

今、課長のほうで、何が旭ブランドか分からない的なお話があったんですけれども、やりようによっちゃ、かなり旭ブランドというふうに言えるものというのが、私は外から来た人間なので、その辺が非常にもったいないなと思うんですよ。

昨日なんですけれども、こちらで質疑させていただいた中で、やはり見込んだよりもふるさと納税のほうが少ないというような決算の状況とかも考えてみると、このあたりでちょっとタイアップして何か、本当に旭ブランドと言えるものをがんぐと打ち出すような、そういったような検討みたいなものが、令和 4 年度に限らずやられているのかどうかというのをちょっとお聞きしたいです。やっぱり農業のまちだと思うので、そこを旭ブランドというものをつくってがんぐ打ち出すというようなね。

先ほど、課長の中で食卓に上るものというのが果たしてブランド物かどうかというのを言われたんですけれども、やっぱりいろいろこういう決算の内容とかも見せていただくと、もっと外に打って出るやり方というのを考えないと、先ほどおっしゃった 11 位というのも、落ちた結果、私は落ちていると思うんだけど、そうでもないという話もあったんであれなんですけれども、令和 4 年度に限らず、そういうことの検証というものを常に、課内だけではなくて、全庁的と言ったらなんですけれども、あるものですかね、どうなんでしょうか。例えばお隣の商工観光課とか、そういうところであるのかどうか。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） 一応旭市のほうの補助事業の制度、多分商工のほうもそうだと思うんですけれども、基本的には支援ということで、農家が頑張るところにそっと背を支えるというスタンスですね。だから、例えば市が、お宅のトマト、これブランドにしようよと、ブランドにするのに、これやってこれやってこうしてくださいよというのはなかなか難しいのかなと。やっぱりその人の営農のやり方だとか考え方もあるので、こっちが一本釣りして、お宅の豚肉、こういう飼料を使って、ちょっと高いけれどもこういうのを食べさせて、こうやってやって、こうやってブランドにしましょうよといったときに、それが果たして市場でもし評価されなかった場合に誰が責任を取るのという話もある。

だから、畜産なんかは難しくて、配合飼料で、どっちかというブランドという部分では裏物語、ストーリーですかね、そういうのを前面に出しているが、全国でもよくコウノトリが来ている田んぼで作ったお米ですよとかというバックヤードというか、ブランドの仕方って、物自体の、要は製品とか向上させるだけではなくて、いろんなストーリーで持ち上げる場合もあるので、そういうのが例えば市がストーリーを持ち上げることはできますけれども、市が一人でできない。やっぱり農家がいろいろやってくれた取り組みを旭市のほうでストーリーを膨らませていくということはあると思うんですけれども、ちょっとこっちからこの農家さんに、あなたのこれブランドにしましょうよというのは今ではちょっと考えていないところですよ。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

（「2 問、3 問まとめてやっているんで、お願いします」の声あり）

○委員（戸村ひとみ） そのつもりでいたんですけども、すぐ忘れちゃうの。すみません。

次いきます。難しいことですね。

213 ページです。こちら、私、ちょっと財源のことだけ聞かせてください。家畜防疫対策事業、この地方債というのは、こちらの一般財源が 2,153 万 5,000 円、地方債が 590 万円、なぜ財源の中に地方債があるのかということと、地方債から起債して引っ張ってきているのかということと、次の畜産環境フレッシュです。これかなり皆さん関心があって、私も実は外から来ている人間なので、最初は物すごく衝撃だったので、最初の一般質問ぐらいから言っているような気がするんですけども、私 6 年過ぎましたけれども、いまだにまだこの臭いには慣れなくて、臭気判定士になろうかというぐらいの、かなり……、臭気判定士のことを聞きたいんですけども、初めて知りました、臭気判定士というのは。臭気判定士を市のほうで効果測定のとくに使うとなると、お金もかかることなんであれなんですけれども、松木議員も、やっぱりこの臭いのことに関しては結構一般質問等で言われていると思うんですが、地域地域でモニタリングしてくださる方というのをお願いして、効果測定とかという、そういう市民を巻き込むという言い方は変ですけども、私なんかは、もし飯岡地域とかでそういうあれがあったら本当に手を挙げたいぐらいのあれなんですけれども、こういった市内全域に関することなので、地域活用というんですか、そういうことというのは令和 4 年度の中では考えられませんでしたかね。どうでしょう。

それと、ここの中で、あとは養豚に関しては、牛のほうはちょっと分からないんですけども、養豚に関しては、ふるさと納税で桁違いに納税額を上げている都城市、あちらが養豚全国 1 位じゃないですか。なので、そういうところの臭い対策ってどのようにしているのかというのを視察とか行かれたことがありますか、令和 4 年度内で。

私は、ぜひ個人的には行ってみたいと思っているんですけども、まだちょっとその機会が、コロナのときにあちらから断られまして行っていないんですが、そういった視察。養豚・養鶏、養鶏の臭いがどうか分からないんですけども、あと牛とか、そういったところに視察とかそういうところに予算を取って行かれたというのがありますか。ここの決算書の中ではその金額というのが、私、見られなかったもので、そういうことをやられたかどうかというのもお願いいたします。

あともう一つぐらい、217 ページの多面的機能発揮促進事業の農地等現地調査委託料が 300 万円ほどあるんですけども、ここの委託先を教えてください。

あと、この活動組織が 15 組織あります。これ名前も言っていたら地域別でお願いいたします。

それぐらいでお願いします。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） まず最初に、家畜防疫のほうの地方債の関係です。結構養豚、干潟地区にかなり集積していますので……

（発言する人あり）

○農水産課長（池田勝紀） そうですね。だから、大いに使えるものは使っていこうということで、これは過疎債になります。

（発言する人あり）

○農水産課長（池田勝紀） 多いですね。というか、たまたま多いからいっぱい使えるというか、干潟が過疎債の対象になっているので、そういう部分でこれだけと。

あと、畜産フレッシュのモニター、臭気判定士を、私もそれが全国でどのぐらいで、どんな資格でというのはちょっと分からないんですけども、基本的にこの畜産フレッシュ事業って、突き詰めていくと、総合戦略でいうところの農水産業の振興という部分のカテゴリーで制度設計していますので、農家が一生懸命臭気対策に取り組んでくれるよというところに補助するというスタンスです。

住環境の臭いがどうのこうのと言っちゃうと、そうなってくると総合戦略の住環境の充実のほうの話になる。だから、農水産課としては、規制するとかそういった立場になりづらいですね。どっちかという寄り添って支援するというところで、だから、畜産農家のほうに、消臭効果があるのがこういうのがありますよとか、みんな臭いが出て困っているのではありませんかというところで、それについては旭市のほうも補助事業を用意しているので活用しましょうと。結果的に、臭気が少し下がればいいなというところのスタンスの補助体系になっています。農水産課が規制するという側の体制ではないので、ちょっとそこら辺はまた違う話になってきちゃうのかなというところで、旭市のほうは、そういう補助事業を活用して、大いに農家が活用してくれることによって、臭気が収まってくればというスタンスでやっているところです。

あと、多面的の何でしたっけ……、よく土連、土連という土地改良連合会……

（発言する人あり）

○農水産課長（池田勝紀） 多分みんな、そこに委託しているんだと思います。それで各地区の取り組み状況の確認をそこに委託してやってもらっているというところ。

一応 15 団体、どうしますか、全部の団体を言ったほうがいいですか。

(発言する人あり)

○農水産課長（池田勝紀） 地域別……、15 団体のうち、海上地区が三つですかね。飯岡地区が二つですね。干潟地区が四つ、あとが旭ですかね。旭、川口、足川、矢指西、野中、富浦、これ全部言っちゃったほうが早かった……。

(発言する人あり)

○農水産課長（池田勝紀） 全部で 15 ですね。

じゃ、もう 1 回、名前言っちゃいましょう。これ集計しているものない……

(発言する人あり)

○農水産課長（池田勝紀） そうですね、はい。

(発言する人あり)

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） ありがとうございます。臭いのことに関しては、課長のお話よく分かりました。

ただ、ここの事業効果のところの臭気拡散防止に関する自主的な取り組みというところが非常に引っかかったもので、やっぱり自主的なことに任せていたんでは、この臭気って恐らくいつまでたってもね、私の中では手の打ちようがないところまで来ちゃうといけないなというのがありまして、課長のお話の中にもありましたけれども、農水産課としては、臭いが出ちゃうところを何とかしたいという、それぐらいのところで終わってしまうということだったんですけども、やっぱり旭市の産業の中でこれから伸ばしていく観光のところとかを考えると、どうしてもこれがちょっと……、なので、これがというところとちょっとなんなんですけれどもね。お隣の課長のほうとかも、観光のほうとか、私は観光に来たときからのあれで、ずっとこれがあるものですから、そのあたりの話合いみたいなものが令和 4 年度内にあったらよかったなというのがありまして聞いてみました。

15 の組織のバランス的には分かりました。

先ほど来、ちょっと私財源にこだわりたいんですけども、こちら干潟に 4 団体とかというのは、これは別に干潟のところで過疎債とか使えるようなあれではなかったということですね。一般財源のほうで 2,000 万円も出ているので、この財源的なところは国・県のほうのこちらと、あとは一般財源に頼るしかなかったのかなというところで、ちょっとここのところをお願いします。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） 多面的支払交付金は、ここにも負担割合書いてありますが、50%は国が措置してくれます。残りの25%、県のほうも措置してくれる、残りの25%が市の単独でいうところで、25%程度でも起債かけるのかという話になっちゃうんですけども、そこは一般財源でいうところで、特には財源については、ほかの財源は考えていませんでした。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） そうですね。ただ、金額的な多寡がどうなのかという、起債をかけるときのね、それがちょっと一般的な判断するラインというのがあるんでしょうけれども、やっぱりなるべくならこういう有利な起債条件みたいなのあるところを活用して、一般財源というのはほかの……、いや、これ言っちゃうといけないんだわ。そう。分かりました。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 財政課長。

○財政課長（山崎剛成） 今、起債のお話がありましたので、この多面的機能発揮促進事業のほうの一般財源につきましては特別交付税で措置されるということになっておりますので、そこらには起債は該当しません。特別交付税で見てくれるという事業でございますので、起債は考えてございません。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） となると、すみません。私は本当に財源にこだわりたいんです。要するに、何かやりたい事業とかがあるときに、大きな事業とかがあるときに、やはり財源というのが非常に大事なことになるじゃないですか。

そういったら、ここに、農水産課だけなのかどうなのか分からないんですけども、一般財源というふうに上がっているところでも交付税で見てくれるみたいなものが結構あるということですか。結構ある。ここの農水産課担当以外でもということなんですかね。ちょっとそこのところ、何か分かりやすいものがあれば教えていただきたいです。

○委員長（遠藤保明） 戸村委員、今の質疑に対して、これは農水産課に対してですか。

（発言する人あり）

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対して答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） 今特別交付税のお話でさせてもらいましたけれども、今ちょっと手元に特別交付税のメニューとかそういうものが手元にありませんけれども、それは調べてまた

お答えしたいと思います。

(発言する人あり)

○**財政課長（山崎剛成）** また、特別交付税のほうは特別な事業に充てられるものですので、ですので、その辺特別交付税のメニューというのがありますので、その中に農林関係があればということで、また後で。

○**委員長（遠藤保明）** ほかに質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○**委員長（遠藤保明）** 特にないようですので、6款農林水産業費についての質疑を終わります。

続いて、7款商工費について補足説明がありましたらお願いいたします。

商工観光課長。

○**商工観光課長（大八木利武）** それでは、7款商工費について、お手元の決算に関する説明資料によりご説明をいたします。

45 ページのほうをお願いいたします。

商業活性化推進事業です。決算書では227 ページ、備考欄4になります。

決算額は8,285 万円で、財源の内訳は、その他でふるさと応援基金からの繰入金で1,399 万5,000 円、一般財源が6,885 万5,000 円となっております。

本事業は、地域商業の活性化のために、商業組織等が行う各種事業に対し助成を行うものでございます。事業内容といたしまして、まず空き店舗活用事業補助金につきましては、市内の空き店舗を活用して事業を行う際の改装費及び賃借料を補助するものでございます。

次の商工業後継者育成事業補助金につきましては、商工会が実施する後継者育成事業、具体には商工会青年部が参加する研修参加に対する補助でございます。

次の旭市商店街振興事業補助金につきましては、市内の商店会等の運営費補助及び旭市商業振興連合会が実施するプレミアム付旭市共通商品券発行事業への助成であります。このうち商品券発行事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、急激な物価上昇等により停滞した地域経済活動への影響に鑑みて、令和3年度に続きプレミアム率を30%に増額するとともに、商店が負担する換金手数料3%分についても事務費補助として市で助成することで、店舗の負担軽減を図り、事業への参加を促しました。

次の旭市商店街等活性化事業補助金は、市内の商店会が実施する売り出し等のイベントに対しての助成でございます。

次の旭市商店街等施設及び景観整備事業補助金については、商店街の駐車場借上げ料に対し

ての助成です。

これらの事業の実施件数及び事業費等につきましては、事業内容に記した表に記載のとおりでございます。

本事業の効果といたしましては、商店街が実施するイベントへの助成やプレミアム率を増額した商品券発行事業を行うことで、市内商店街の振興はもとより、新型コロナウイルス感染症により落ち込んだ地域経済の回復に向けての一助になったものと考えております。

続きまして、資料 46 ページをお願いいたします。

観光資源創出プロモーション事業についてご説明いたします。決算書では 231 ページ、備考欄 2 になります。

決算額は 589 万 9,000 円で、財源の内訳といたしまして、その他で災害復興基金繰入金で 587 万 8,000 円、一般財源は 2 万 1,000 円でありました。

本事業は、市の豊富な観光資源の魅力を全国へ向けて発信することで、新たな観光資源の創出を図り、観光振興を図るものでございます。内容といたしまして、まず役務費の中の広告料、こちらの主なものは、市内の観光スポットを描いた高速バスの車体ラッピングの運行とデザイン更新に係る経費、こちらが 144 万 7,875 円、市内の観光スポットを紹介する観光 PR 番組の放映料 88 万円、ユーチューブインストリーム広告掲載費 14 万 9,600 円などとなっております。

続いて、委託料ですが、こちらは観光プロモーション支援業務委託ということで、「恋する灯台」として PR している飯岡灯台のライトアップイベントの業務委託等で、事業費は 121 万円となっております。

また、負担金補助及び交付金は、観光施設利用助成金で、「冬の旭へ行こう」をキャッチフレーズに、キャンペーンに参加した宿泊施設に泊まった宿泊者へ 1 人当たり 1 泊 2,000 円の助成を行ったもので、昨年度は 406 名が利用し、助成金として 81 万 2,000 円を支出いたしました。ちなみに、宿泊施設は 5 施設でございます。

本事業の効果でございますが、昨年度もコロナ禍の影響が続く中、市の観光イベントや海水浴場・市営プールも中止や規模縮小を余儀なくされる中ではありましたが、各種観光プロモーション事業の実施によりまして観光振興に資することができたものと考えております。

続きまして、資料の 47 ページをお願いいたします。観光イベント事業についてご説明いたします。決算書では 235 ページ、備考欄 4 になります。

決算額は 2,091 万 7,000 円で、財源の内訳といたしまして、その他で地域振興基金繰入金で

1,830万円、一般財源は261万7,000円でありました。

本事業は、各実行委員会が主催する観光イベントを支援し、観光振興を図るものでございます。コロナ禍の影響が残る中で、全ての観光イベントについて、感染症拡大防止に取り組みつつ、縮小や内容を変更しての開催となりました。その中で、事業内容といたしましては、負担金補助及び交付金として、七夕市民まつりやいいおかYOU・遊フェスティバル、スターライトファンタジー事業、サマーフェスタ in 矢指ヶ浦への補助として、それぞれ記載の金額を支出いたしました。

その他、委託料につきましては、袋公園桜まつりに係る各種業務委託料となっております。

本事業の効果でございますが、昨年度もコロナ禍の影響が続く中で、感染拡大防止に取り組みつつ、内容を変更しながらもイベントを開催したことで、観光入り込み客の増加や関連産業への振興に資することができたものと考えております。

以上で7款商工費についての補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（遠藤保明） 担当課の説明は終わりました。

都市整備課長、改めて何か説明ありますか。昨日の件で。何かありますか。

では、都市整備課長、よろしくお願いいたします。

○都市整備課長（飯島和則） 昨日、歳入の場面で、飯岡刑部岬展望館の使用料9,500円の件について、崎山委員のほうよりご質問いただいたということでお伺いしております。その9,500円の内容ということでよろしいでしょうか。お答えいたします。

令和4年度の展望館の実績でございますが、1階の多目的室と2階のパノラマ展示室、1階の多目的室が2件、2階パノラマ展示室の7件、計9件利用がございました。これが9,500円の内訳となっております。

ただ、利用実績の中で芸術作品の展示等、展望等に影響がないものにつきましては使用料のほうを徴収しないで、減免といいますか無償にしたところがございますので、全部で9,500円というわけではないのですが、利用としましては合計9件の利用があったというところがございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（遠藤保明） 崎山委員、今の答弁でよろしいですか。

崎山委員。

○委員（崎山華英） ありがとうございました。

何か物販も検討するみたいな話はありませんでしたけれども、その件について、すみません。

○委員長（遠藤保明）　じゃ、商工観光課長、答弁をお願いします。

○商工観光課長（大八木利武）　失礼しました。

物販の件でございますが、こちらのほう、実は今年1月、2月、3月の3回、商工観光課のほうと観光物産協会のほうで実験的に物販を行わせていただきまして、こちらで3回の合計売上げで4万円程度だったんですけれども、あの場所で、また調理とか加工ができないものですから、お土産物品を中心にということで、物販のほうを実験的にやってまいりました。

以上でございます。

○委員長（遠藤保明）　では、議案の審査は途中でありますが、13時まで休憩いたします。

休憩　午前11時58分

再開　午後　1時　0分

○委員長（遠藤保明）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

質疑ありませんでしょうか。

崎山華英委員。

○委員（崎山華英）　では、決算書231ページの、観光資源創出プロモーション事業のほうで質疑をさせていただきます。

観光プロモーション支援業務委託料のほうが、飯岡灯台ライトアップというふうに括弧書きで書いてあるんですけれども、具体的にどのような内容だったのか。単純に灯台の電気代なのか、それ以外の何か装飾に対するものだったのか教えてください。

○委員長（遠藤保明）　崎山華英委員の質疑に対して答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武）　観光プロモーション支援業務委託料につきましては、飯岡灯台のライトアップということで、こちら内容的には、灯台の本体に対してLEDを当てて5色に変化させるライトアップというのが一つ。あと、灯台の前の通路、それに青い海の波をイメージした、ブルーのイルミネーションというのを設置しました。あともう一つが、灯台の脇に、音楽に合わせて空に向かってビームサーチライトという、7色に変わるビームサーチライト、そういったライトアップのいろんな三つの特色あるものを施したという、その設置、

撤去、管理に当たる委託になります。

○委員長（遠藤保明） 崎山華英委員。

○委員（崎山華英） ありがとうございます。

ちなみに、その委託業者は市内の業者なのか、それとも市外の特別なプロデューサーというのか、そういう専門の業者を入れているのか教えてください。

○委員長（遠藤保明） ただいまの崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 委託事業者につきましては千葉テレビ放送株式会社、千葉テレビです。こちら、「恋する灯台」の認定を受けたときに、こちらのほうの事務局をやっているというところもありまして、そのままトータル的にPRのほうも併せてというところで、千葉テレビのほうでも報道番組、情報番組で報道してもらったという、そこも併せてという、副次的なところも併せてというところでお願いをいたしました。

○委員長（遠藤保明） 崎山委員。

○委員（崎山華英） 分かりました。ありがとうございます。

追加でごめんなさい。同じ事業の中なんですけれども、ユーチューブ広告をやられているということで、リーチ数とか再生回数とか、実績があればちょっと教えてください。それで最後です。

○委員長（遠藤保明） 崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） ユーチューブインストリーム広告でございますけれども、昨年の6月から8月までということで約2か月配信しまして、PR動画 15 秒なんですけれども、途中スキップしないで最後まで視聴した数ということで8万 1,079 回。4万回で想定していましたので、かなりの方が見てくれたのかなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（遠藤保明） ほかに質疑ありませんでしょうか。

菅谷委員。

○委員（菅谷道晴） 1点だけご質問させていただきます。

崎山委員と同じあれで、観光資源創出プロモーション事業です。高速バス車体ラッピング広告作成ということで、約 145 万円ぐらいですか。これは4年度ですよ。5年度はこの金額は減るという解釈でよろしいですよ。それをお聞きしたいです。

○委員長（遠藤保明） 菅谷委員の質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） ラッピングにつきましては、4年度は、実は今年の4月から新たなデザインでリニューアルをしまして、今回4年度の決算につきましてはリニューアルするラッピングの作成代と、前のデザインのままで1年間、ラップ走っていますので、そのの広告料合わせてということで、140 何がしの金額になっています。

ですので、5年度は今度ラッピング作成のほうはしませんので、ただの運行だけになりますので、金額のほうは下がることになります。

○委員長（遠藤保明） ほかに質疑ありませんか。

宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） では、1点だけ。決算書の235 ページ、観光イベント事業の備考欄12 委託料、鯉のぼり掲揚等委託料 59 万 9,856 円。この鯉のぼり掲揚委託料の中には、新しくこいを購入するという部分のお金は入っているのでしょうか。それを1点教えてください。

○委員長（遠藤保明） 宮澤委員の質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） お答え申し上げます。

宮澤委員のほうでご質問あった掲揚等の委託料につきましては、あくまでもこいのぼりを掲揚するための委託と、そのこいのぼりを、実はこいのぼりは購入ではなくて、市民の皆様からご寄附のほう募っております。いらなくなった、そういう役割を終えたこいのぼりを広報等で募集しまして、ご協力いただいたものを掲揚できるように細工をする委託、これはシルバー人材センターのほうにお願いしたんですけれども、そういったもの含めてトータルで 59 万 9,856 円という委託料になっております。購入ということではなくて、あくまでも市民の皆様のご協力というところがございます。よろしくお願いします。

○委員長（遠藤保明） 宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） 心配なのは子どもたち、今、こいのぼり揚がらないので、ほとんどこいのぼりを見られなくて、袋のため池に行くか道の駅に行かないとこいのぼりを見られない。心配していたのは、こいのぼりが各家庭にないわけです。うちでも当然寄附しましたけれども、そのこいのぼりが家庭にない状態で、果たして寄附をくれる人がいない状態で、どうなっているのかなというのを聞いたかったんですよ。分かれば。

○委員長（遠藤保明） 宮澤委員の質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 令和4年度は、24 件の市民の方からご寄附のほうを頂きました。かなり多くいただきました。

実は今年は、今のところ在庫がと言ったら変ですけども、まだ揚げるだけの在庫もありますので足りるんですけども、実は令和4年度の当初それがないというところで、広報で3回ほどちょっと広報させていただいて、市民の方に募ったという事実もございますので、また足りなくなりましたら、ちょっとまたお願いすることになると思います。

ただ、委員おっしゃるように、今なかなかこいのぼり揚げる方も少ないという中で、ちょっと大変な面はあるかもしれないんですけども、でき得る限り市民の方で、いらないと言ったら変ですけども、役割を終えたこいのぼりがある方へ呼びかけるところを、今のところは考えていきたい。そうすれば、寄附したこいのぼりがあそこに揚がっているといったら、またそういう方々が来てくださるのかなという期待もありますので、しばらくの間はそういうやり方を継続させていただければというふうに考えております。

○委員長（遠藤保明） ほかに質疑はありませんか。

戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） お願いします。数点あります。

まず、227 ページの商業活性化推進事業からなんですが、空き店舗。これの改装費が 11 件、賃借料が 16 件ということで、これ重なっている件数と、それから、たしか見込みよりも多かった、あれは令和4年度だったかなとは思うんですけども、見込みと、それから把握している状況でいいんですけども、だいたい市内にどれぐらいの空き店舗があって、それを活用して、令和4年度ですよ。どれぐらいの活用率になったのかということをお聞きします。

それと、同じページの委託料のまちかどギャラリー管理委託料、こちらはどこに委託しているのかと、あと管理の内容ですね、あちらの管理の内容をお願いいたします。

それから、229 ページの旭市特産品開発事業なんですが、先ほどの旭ブランドというのとはまたちょっと、事業自体が違うのであれなんですけれども、36 万円を決算しているんですけども、こちらの内容をお知らせください。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） まず空き店舗のほう、改装が 11 件で、賃借のほうが 16 件です。重なっている部分というところなんですけれども、改装の部分ですが、11 件です。11 件にな

ります。つまり、改装をやった 11 件は全て賃借のほうも申請しているという形になります。

見込みよりという話なんですけれども、当初、改装も賃借も当初予算 4 件ずつでやって、6 月議会のほうで補正のほうをさせていただいて、上乘せをさせていただきました。それで、11 件分ずつぐらいの形で予算を確保させてもらって、ほぼその件数分は、人は入れ替わったりもしましたけれども、補助金のほうも、補正の時点ででき得るマックスの金額を補正させていただいたんですが、やはり時期的なものもありますので、多少金額が下がったりもしましたので不用額が出ましたが、件数的にはほぼ見込みどおりの件数をクリアできたというふうに思っております。

あと、中心市街地のほうの委託料でございますが、こちらについては、この建物、ギャラリーのほうの清掃とか開け閉めということで、ロザリオ聖母会のほうへ委託のほうをしてございます。内容的には、鍵、シャッターの開閉、清掃ということとなっております。

あと特産品のほうですけれども、今回特産品開発事業のほうはあれがございません。申請あったんですけれども採択しなかったものでゼロということで、推奨品認定事業というところで 36 万円という形になっています。

この推奨品認定事業といいますのが、観光物産協会のほうで推奨品、既にもうある程度、物品化、物産化されているものをパンフレットとかにまとめて載せて PR をするというものに対して補助をしているものなんですけれども、パンフレットの作成とのぼり、あと商品に対してラベルを貼るというところの作成料になります。その観光物産協会への補助金という形になります。ちなみに、4 年度の推奨品につきましてはお酒ですね。「幽学の里」という清酒が、一応 1 点だけ認定されたというところになっております。

以上でございます。

(発言する人あり)

○商工観光課長（大八木利武） 空き店舗につきましては、申し訳ございません。数の把握は我々のほうではしておりません。あくまでも申請する方々のほうで自分が出たいお店を探して、それでご相談をいただくという形になりますので、我々のほうで空き店舗をあっせんするという形は取っておりませんので、数の把握というのは、すみません、うちのほうでは行ってはいないです。

ですので、活用率というところもちよっと出せない状況にはなっています。ですから、あくまでも、空き店舗についてはその申請数をもって、我々のほうとすれば、これぐらいの人が出てくれたという形で実績としたいというふうに考えております。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） 空き店舗という定義というんですか、それがありましたよね。1年だか何年だか半年かな、空いているという状態で、そういうのに当てはまる人がそこを借りるということで、補助が出るということですよ。

そうすると、どこかと連携してそういう、今はデータバンクも空き家のほうでは出ていると、あると思うんですけども、そういうのが必要なのかなとも思うんですが、え、ここっていつから空いていたつけみたいな感じで皆さん思われると思うんですよ。ずっとそこを狙っていたみたいな人というのは、そうそうはいないと思うので。

そうすると、またちょっと情報として提供するものがあればそれが増える、こういうのが増える可能性もあるかなと思って聞いてみました。またそのあたりは別の機会で聞かせていただきます。

つまり、改装して、そして借りるという方と、改装しなくても借りるという、賃借料だけ補助するという方と、あるいはこれ通年で24か月ということですから、前に改装した分で使っている人の分もこれに計上してあるということでもいいですかね。分かりました。

この事業って、非常に市内商工業の活性化にも有効ですし、またほかの移住やら何やら全てにおいて有効な事業だと思ひまして、聞いてみました。

まちかどギャラリーのほうは分かりました。何でもこういうことを聞いたかといいますと、もう少し明るい感じっていうんですか、目立つ感じのものがあつたほうが、私はちょっと探しに行ったので、そこでこの委託を受けているところが何かもう少し活性化するような、そういうことまでやってくさるようなところなのかなというふうに思ひて聞いてみました。

続きまして、特産品なんです、特産品のほうでの補助金ではゼロ件で、推奨品のほうでの決算額が36万円ということでした。先ほどの質疑でもいたしました、旭ブランドとか旭市の特産品とかいうのは、私にしてみれば物すごくたくさんあると思うので、そこでこの決算なのかと思ひて聞いてみた次第でございます。令和4年度ではなかったということですね。

続きまして、231ページです。前者のほうからも質疑ございました高速バスの車体ラッピングなんです、私も何回か高速道路を走つていて見ました。これ千葉交通とか、あの辺にどでかくあさピーとかが映つていて、物すごくうれしい気持ちになりました。これは一体、年間で何本走つていて、時間帯であるのかないのか分からないですけども、旭市のほうを走るのは1時間に1本だと思ひますけども、旭市から行くのが。

その走っている状況、それがつまりもう費用対効果として、この約144万7,000円の中には、

次の分の広告のデザインだか何だかも入っていたということですから、単純にはこの金額じゃなくてもうちちょっと少ないんでしょうけれども、ちょっと費用対効果のほうを見たいのでお願いします。

続いて、まだまだ言っちゃったほうがいいんですよね、きっと。これの財源、災害復興基金繰入金になっているんですけども、これ一般財源のほうで2万1,000円という額が入っているんですけども、何だかちょっと、全部がこの災害復興基金にならなかったのかな、587万8,000円というので2万1,000円が一般財源からです。ここのところの何か決まりがあるのかどうか。あと、なぜ災害復興基金からこれが入っているのかということ、財源になっているのかということです。

続きまして、235ページの観光イベント事業です。

こちらのほうが、これも財源なんですけど、1,830万円が地域振興基金繰入金です。やはりこれも一般財源のほうから261万7,000円ですか、入っています。この財源の根拠をお願いいたします。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） それでは初めに、高速バスの回数の状況からお答えいたします。

高速バスにつきましては銚子東京線と、以前令和4年度途中までは匝瑳東京線というのがあったんですが、途中から多古富里東京線というふうになりました。この2ルートにこのバスを走らせている、交代で走らせているという状況です。

銚子東京線についても、横芝光旭ルート、大栄旭ルート、佐原ルート、小見川ルートというふうにとちょっとルートが分かれているんですけども、それぞれに満遍なくというところで、一応目安的には1日2往復をめどに走るというところをお願いしておりまして、令和4年度の実績は、全ルート合計で1,048回、524往復ということとなっております。

この令和4年度については、前のデザインのバスの実績というところで、よろしく願いをいたします。

あと、災害復興基金のお話でしたけれども、災害復興基金は、多分震災の後、復興のソフト分の基金というのを積み立てまして、それで旭市を盛り上げるというところでプロモーション、そういったところに充てたというふうになっておりまして、この金額についても、基金を充てる、例えばこれは財政的な話なんですけれども、期日までに額が確定していた金額が578万円で、半端の部分というところがちょっと、そのあれを過ぎちゃって、財政とか企画の

ほうでそれを振り分ける基金を過ぎて額が確定したというところで、2万1,000円というのがちょっとはみ出ちゃったというふうになっておりますので、すみません。

イベントのほうです。こちらの1,830万円というのは、これがスターライトファンタジーと七夕市民まつりとYOU・遊フェスティバル。この三つのイベントに対して地域振興基金を投入したというところで、こちらの合計が1,830万円という形になっておりまして、それ以外のところは一般財源というところでございます。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） 今の基金の繰入れの話をお伺いしたら、観光イベント事業のほうの基金に関しては、何か確定している感じがしないでもないんですけども、それでもやっぱり基金の繰入れ時期に間に合わなかったということなのかな。ちょっとそれは一応聞いておきます。一般財源と基金との兼ね合いというのの知りたいなと思ひまして。

1点、前のほうで聞き忘れたんですけども、プレミアム商品券です。こちらの使えるところというのが、道の駅は使えないということであれなんですけれども、イオンタウンは令和4年度はまだできていなかったか。できていましたね。イオンタウンというのは使えるところなんですかね。私、ちょっと行って使おうと思ったことがないので分からないんですけども、それをお願いします。

もう1点、ちょっと遡っちゃいますけれども、231ページの「冬の旭に行こう！宿泊助成キャンペーン」。これ406の方が利用されたということなんですけれども、1泊2,000円の補助ということで、ざっくりでいいんですけども、この施設、何施設が利用されたかというところ、何施設で何人が利用されたかというのをお願いします。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） まずイベントの関係の基金のやつなんですけれども、こちらスターライトも七夕もYOU・遊も、年度末時点ではもう事業としては完了していますので、決算として固まっているというところで、補助金額1,830万円というところで、確定しているというところでございます。

あと、プレミアム付共通商品券につきましては、イオンタウンについては使えません。といいますのが、こちら旭の商振連ですか、そちらのほうに加盟している商店のみの使用というところで、地元商店街応援というところも兼ねてのことでございますので、その辺ご理解賜ればと思います。

あと、冬の旭の助成金につきましては、こちらは市内の五つの宿泊施設を対象にということで、実際 2,000 円助成をしますので、こちらのほうのルールとしまして、1 人 1 泊 5,000 円以上のお宿でというところでお声かけをしまして、その中で 5 件の方が参加しますというところで、この 5 件に泊まったお客様に対して助成を行ったというところでございます。よろしくお願いします。

○委員長（遠藤保明） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 分かりました。プレミアム商品券については、私も実は、いわゆる大手というのは参加すべきじゃないと思っていますので、市内の商店街が活性化するためのものなので、理解しています、もちろん。

さっきの財源のこと、大丈夫です。以上です。

○委員長（遠藤保明） 答弁必要ですか。いいですか。

ほかに。

片桐委員。

○委員（片桐文夫） 1 点、お聞きいたします。

決算書の 229 ページの工業振興支援事業の中の委託料、鳥獣駆除委託料 52 万 4,040 円とあるんですけども、先ほど農林水産業費の中の 219 ページで、上に有害がつくのか。有害がつくんですけども、これとは違うのかちょっと教えてもらえますか。

○委員長（遠藤保明） 片桐委員の質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） うちのほうはちょっと有害とついていないんですけども、工業団地内の食肉公社のほうに、カラスとか、いわゆる有害鳥獣になるんですけども、出ていますので、もともとは工業団地内の緩衝緑地とかにいたカラスとかそういうのが、工業団地の立地企業の外にある断熱材とかそんなのに悪さをしていたというところから始まったようなんですけども、今現在は、各企業ともちゃんと室内にそういうのをしまっておりまして、どっちかという今、食肉公社の関係でやっているというところがあります。

有害鳥獣なんですけれども、すみません、名前は別に合わせてはいないです。やっていることに関しては、カラスとか鳥に対しての駆除ということで、猟友会のほうに委託をしているものでございます。

○委員長（遠藤保明） 片桐委員。

○委員（片桐文夫） 分かったんですけども、であれば、農林水産業費の中の猟友会にお願い

する予算で済まなかったものなのか。

○委員長（遠藤保明） 片桐委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） 駆除するものは同じものなのですが、やっぱり目的別の予算というところで、頼んでいるところも猟友会で同じなんですけれども、農業被害が及ぶ場所というところ、農業者を守るところでは農水産業で支援する。商工の関係の工業団地のほうは、その分は商工のほうで予算措置をするというふうにやっております。

○委員長（遠藤保明） 片桐委員。

○委員（片桐文夫） 分かりました。そうすると、よりよい駆除を行っているという考えでいいですかね。お願いします。

○委員長（遠藤保明） ほかに質疑ありませんか。

議長。

○議長（木内欽市） 午前中に 227 ページの商業活性化推進事業、これを見ていて非常にいいことだなと思っております。私この後ちょっと退席しますので、ここだけ申し上げたくて今帰ってまいりました。

というのは、本会議でも松木議員から質問がございましたが、サンモールがイオンへ行っちゃいましたね。これはこれで個人の事業だからいいんですが、例えばサンモールができる前は旭の銀座通りは物すごくにぎわっていたわけですよ。サンモールができちゃったおかげで過疎化に今なっちゃったんですが、ただ、ここへ来てぽつぽつと商店街に戻ってきてくれますよね。

例えば、匝瑳市だと老舗の文房具屋、多田屋さんがなくなって、これはもう大変なことだということで一時大騒ぎになったんです。旭市も老舗の文房具屋の三川屋さんが国道まで行っていましたけれども、国道を全部撤退して元の三川屋に戻ってきました。ということは、家賃がかからないわけなんですよ。

ですから、こういうのを逆にプラスに捉えて、それで駐車場の整備ということもございました。これも閉まってしまったところには気の毒ですが、そこをきれいにして駐車場にしているということで、これもまた一つのいい転換点なんですよ。銀座通りがしゅうなかつたというのは、駐車場が全くなかったんです、あれ。全部商店街ですから、買物に来たんだけど駐車場がなくてなど。サンモールができれば駐車場があつていいなということで、みんな向こう行っちゃったんですが、今は駐車場がぽつぽつ増えています。それで駐車場の

補助金も出していただいていますね。ですから駐車場にはさほど今は困らないんじゃないかなと。

それで、商店街が廃れたときよく言ったんですよ。専門のお店があるといいねと言っていたんですが、確かにそうなんです。私なんかも長靴とか買うんですが、大手のお店で買った長靴はすぐ破けちゃうんですよ。それで、銀座通りに一つまだ頑張っている何とかゴムという長靴屋さんがあって、その長靴を買くと2年でも3年でも破けないんです。大手の安売り店で買った長靴は、ちょっと山へ行ったらちょっと竹とかやるとすぐ破けちゃうんですよ。ところが、銀座通りの専門店で買った長靴はもう3年履いておりますが全然破けない。多少竹が来ても全然平気なんです。

それと、先日崎山議員なんかも貸店舗で何かイベントやってくれましたけれども、ああいうのも非常にこれからいいと思いますよ。

それで、同じようなことが、例えば古いお店でよく私どもも使うんですが、昔、旅館で今は料理屋というか、食事を出してくれるんですがね、安くておいしいんですよ。ということは、家賃も何もかからないわけなんです。ですからその強みがあるんです。私の友達もあそこで餃子屋やっているんですが、これもやっぱりおいしい餃子だから、もう何十年とあそこで、小さいお店ですが家族でやっていて、非常にもうかっているって言うんですよ。バブルの頃は全然もうからなかったと。バブルの頃はみんな外食で、景気が悪くなるとみんなおかずを買っていつてくれるんだから、今もうかったよと、こう言っていました。

ですから、何度も言いました。ここにちょうど菅谷委員もいらっしゃるんでね。一族の会社が銀行の跡地、興銀と茨城銀行は撤退しちゃいましたが、その跡地を求められて今学習塾で、すごくはやっています。これを契機にね、銚子市みたいになっちゃうと完全に駄目ですよ。ところが旭市は今ぽつぽつ戻りつつありますので、チャンスですので、こういうところには惜しまず予算をつけていただければいいかなと。駐車場だとか商業活性化、これのおかげでもう五、六件、元気のいいお店ができたなら旭市の銀座通りすごくよくなると、こう思いまして、発言をさせていただきました。担当の皆さんの日頃のご苦勞に感謝をしております。

くどいようですが、旭市の銀座通りは今活性化の大チャンスですからね。大きいところに行くと家賃も高いんですよ、物すごく。そのほかに光熱費だの、あと駐車場代も取られると聞いていました。ですから、新しい所へ行くのはいいですけども、行ったお店は果たしてやっていけるのかなと心配している人もいます。

そういった意味で、もともとあるお店の所は、今言ったように家賃はかからない。昔駐車場

に困ったのに、周りにどんどん駐車場が増えてきて今は駐車場も困らないというようなことなので、ぜひこの活性化、現実にはさっきも言ったようにお店が帰ってきて営業してくれるという方もいるので、ここはひとつ、七夕にだって千何百万円もお金使うんだから。これもいいことですけれども、こういう活性化にも少し、ぜひ予算を割いていただいてということで、思わずしゃべらせていただきました。すみません。

当然、答弁は結構です。よろしくお願いします。

○委員長（遠藤保明） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（遠藤保明） 特にないようですので、7款商工費についての質疑を終わります。

続いて、8款土木費について補足説明がありましたらお願いいたします。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） それでは、建設課所管の事業について補足説明を申し上げます。

お手元の決算に関する説明資料により説明させていただきます。

なお、補足資料といたしまして、表紙に令和4年度予算科目・事業別工事等一覧表とございますものを配付させていただいております。説明の中では、工事等一覧表として掲載ページをお示しさせていただきますので、参考としていただきますようお願いいたします。

それでは、説明資料の48ページをお開きください。

蛇園南地区排水路整備事業です。決算書は245ページになります。備考欄5番です。

説明資料上段、決算額は3,141万2,000円です。財源内訳は、地方債の緊急自然災害防止対策事業債で3,130万円、一般財源で11万2,000円です。

主な事業内容は工事請負費で、道路排水工事1件で3,069万円です。事業費の合計は3,141万1,960円です。

工事等一覧表では、15ページとなります。

次に、説明資料の49ページをご覧ください。

飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業です。決算書は245ページ、247ページになります。備考欄6番、7番です。

説明資料上段、決算額は5億667万円です。財源内訳は、国からの交付金2億2,804万9,000円、地方債については、現年分が防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債及び公共事業等債で1億8,590万円、下段の括弧書きの繰越分が合併特例事業債で7,970万円です。一般財源は1,302万1,000円です。括弧書きは繰越明許分の金額となっております。

事業内容ですが、上の表、現年分の主な事業内容としては委託料、ＪＲ東日本とのトンネル部の鉄道横断工事委託が４億１,９１２万７,６０８円で、事業費の合計は４億２,２６２万９１０円です。

続いて下の表、３年度繰越明許分の主な事業内容としては、工事請負費で道路改良工事３件、事業費８,３４２万２,２００円で、事業費の合計は８,４０４万８,６１０円です。

工事等一覧表では１６ページとなります。

次に、説明資料の５０ページをお開きください。

南堀之内バイパス整備事業です。決算書は２４７ページになります。備考欄８番、９番です。

説明資料上段、決算額は１億５,５９６万７,０００円です。財源内訳は、国からの交付金５,８６７万２,０００円、地方債は９,７２０万円です。地方債の内訳としましては、現年分及び下段の括弧書きの繰越分とも過疎対策事業債です。一般財源は９万５,０００円です。

事業内容ですが、上の表、現年分の事業内容は工事請負費、道路改良工事２件で１,４９６万９,０００円です。続いて、下の表、３年度繰越明許分の事業内容は、工事請負費、道路改良工事３件で１億４,０９９万７,９００円です。

工事等一覧表では１７ページとなります。

次に、説明資料の５１ページをご覧ください。震災復興・津波避難道路整備事業です。決算書では２４７ページになります。備考欄１０番、１１番です。

説明資料上段、決算額は１億５,０７０万２,０００円です。財源内訳は、国からの交付金２,３３５万３,０００円、地方債については５,０７０万円で、内訳としては現年分が緊急防災・減災事業債及び防災対策事業債で１,１４０万円、下段の括弧書きの繰越分が公共事業等債及び緊急防災・減災事業債で３,９３０万円です。その他１,１９０万円は、災害復興基金繰入金です。一般財源は６,４７４万９,０００円です。括弧書きは繰越明許分の金額となっております。

事業内容ですが、上の表、現年分の事業内容のうち主なものは、表の中段、工事請負費で、道路改良工事８件、事業費は２,４７５万１,８００円。内訳は、椎名内西足洗線の工事７件、横根三川線の工事１件を実施しました。

現年分の事業費は合計で２,５８６万４,０６８円です。

続いて下の表、３年度繰越明許分の事業内容は、工事請負費で道路改良工事７件、椎名内西足洗線の工事５件、横根三川線の工事２件を実施しました。繰越明許分の事業費は１億２,４８３万７,９００円です。

工事等一覧表では、１８ページから１９ページとなります。

次に、説明資料の５２ページをお開きください。

冠水対策排水整備事業です。決算書は 247 ページ、249 ページになります。備考欄 12 番、13 番です。

説明資料上段、決算額は 1 億 3,609 万円です。財源内訳は、現年分及び下段の括弧書きの繰越分とも合併特例事業債で 1 億 2,920 万円、一般財源は 689 万円です。下段の括弧書きは繰越明許分の金額となっております。

事業内容ですが、上の表、現年分の事業内容のうち主なものは委託料で、調査・設計委託 3 件で、事業費は 2,165 万 6,800 円です。そのうち 2 件は旭地域のハ地区と海上地域の後草地区で、排水路詳細設計業務委託をそれぞれ実施したものであります。それとその後、負担金、水道管切廻し工事負担金が 749 万 8,700 円で、現年分の事業費は 2,995 万 121 円です。

続いて下の表、3 年度繰越明許分の事業内容は、工事請負費、地域排水工事 3 件で、事業費は 1 億 614 万 100 円です。

工事等一覧表につきましては、20 ページの表をご覧ください。

以上、議案第 1 号、建設課所管の補足説明を終わります。

○委員長（遠藤保明） 都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） 議案第 1 号、令和 4 年度旭市一般会計決算の認定についてのうち都市整備課所管の事業についてご説明いたします。

一般会計歳入歳出決算に関する説明資料の 53 ページをご覧ください。

事業名、都市計画総務事務費です。決算書は 249 ページ、備考欄の 2 になります。

本事業は、秩序ある良好な住環境の形成を実現するため、市全域を視野に都市計画の見直しを進めるもので、決算額は 1,839 万 2,000 円です。

財源内訳の特定財源のうち、その他財源は屋外広告物許可手数料で 102 万 7,000 円。事業の主な内容は、委託料として都市計画見直し支援業務委託 1,246 万 4,000 円です。この業務委託は、債務負担行為により、令和 4 年度から令和 7 年度までの継続業務となり、全体事業費は 1 億 7,490 万円となります。

令和 4 年度の業務内容は、市の上位計画である総合戦略を勘案するとともに、千葉県の都市計画区域マスタープランとの整合を確認しながら、都市計画区域の指定方針を決定しました。また、建築動向の調査から、現在の土地利用の把握、整理を行い、用途地域など主要な都市計画の検討を行いました。

続いて説明資料の 54 ページをご覧ください。

事業名、住宅リフォーム補助事業です。決算書は 261 ページ、備考欄の 7 になります。

本事業は、市民の居住環境の向上と地域経済の活性化を図るため、個人が行うリフォーム工事費用の一部を補助するもので、決算額は1,862万円です。財源内訳の特定財源のうち国県支出金は、社会資本整備総合交付金で837万9,000円。

事業の具体的な内容は、個人の住宅を市内業者によりリフォームした場合に、工事費用の10分の1以内を補助するもので、補助金の限度額は20万円です。令和4年度は119件の申請者に対し補助を行いました。

続いて説明資料の55ページをご覧ください。

事業名、空き家等対策推進事業です。決算書は261ページ、備考欄の8になります。

本事業は、生活環境に深刻な影響を及ぼしている空き家等の解消と発生抑制、活用につながる施策を実施するもので、決算額は127万8,000円、全て一般財源となります。

事業の具体的な内容は、空き家等の啓発チラシの作成に29万7,000円、空家等管理システムの保守委託料52万8,000円、賃借料が34万3,200円となります。

なお、令和4年度から開始しました空家活用支援事業補助金と、空家等除却事業補助金は実績がございませんでした。

以上で、議案第1号、都市整備課所管の補足説明を終わります。

○委員長（遠藤保明） 担当課の説明は終わりました。

初めに、都市整備課長、昨日の質疑について答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） 昨日、歳入で、住宅使用料の収入未済額に関して、現年分と過年度分の金額はというご質問がございました。そちらについて回答いたします。

決算書ですと24、25ページになります。

一番下の住宅使用料の収入未済額704万6,050円。こちらのうち、過年度分は529万9,300円となります。令和3年度から4年度に繰り越した収入未済額につきましては、右側備考欄に徴収した内訳は載っておりますので、こちらが徴収した額でございます。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 議案の審査は途中でありますが、14時まで休憩いたします。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 2時 0分

○委員長（遠藤保明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の審査を行います。

それでは、8款土木費について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

井田委員。

○委員（井田 孝） それでは、3点お聞かせ願います。

まずは、決算書 245 ページ、247 ページ、説明資料 49 ページの飯岡海上連絡道三川蛇園線、これの鉄道横断工事委託料なんです、これ工事請負ではなくて委託と銘打っている理由は、分かれば教えていただきたいと思います。

もう一点が決算書 261 ページ、説明資料 54 ページの住宅リフォーム補助事業 119 件の、これ 10 分の 1 で 20 万円ということなので、最低でも 200 万円以上の工事だと思うんですが、その概略でいいので内容を教えていただきたいと思います。

あともう一点が、先ほど配られた補足資料、工事等一覧表の 9 ページなんです、交通安全施設維持補修事業、これに関して、1 者がほぼ取っているんですが、これは交通安全施設ということで特別な資格があつて、入札参加者が少ないのか、その辺の理由が分かれば教えていただきたいと思います。

○委員長（遠藤保明） ただいまの井田委員の質疑に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） それでは、説明資料の 54 ページの住宅リフォーム補助事業、こちらについてご回答いたします。

工事のリフォーム補助事業の補助金、工事費の 10 分の 1 で 20 万円以上でございますが、200 万円以下の工事も多数ございます。

令和 4 年度の工事实績としましては、119 件の内訳として、外壁・屋根が 78 件ございました。それと、浴室やトイレ、キッチンなど水回りが 30 件、あと内装建具の工事が 8 件、その他としまして増築というのがあったんですが、それが 3 件ございました。以上で 119 件でございます。

○委員長（遠藤保明） 建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 鉄道のトンネルの委託事業ということなんですけれども、鉄道事業者の軌道へ影響する工事は、安全運行の確保という特殊性から鉄道事業者に工事を委託する必

要があるということと、要するに安全確保のために特別な資格を持った保安員等を配置しなければ工事ができないということで、鉄道事業者へ委託する必要があるということです。

交通安全施設維持事業なんですけれども、こちらのほうは130万円以内の工事につきましては見積合せを実施しておりまして、旭市内で1者は機械器具を持っているということで、東総工業が落札しているという形になっています。

○委員長（遠藤保明） 井田委員。

○委員（井田 孝） では、再質問させていただきます。

まず、住宅リフォーム補助事業なんですけど、これは市内施工業者ということなんですけど、建設業の許可はなくても、普通の大工さんでもそれは該当するということでよろしいんでしょうか。

あと、鉄道横断工事なんですけど、令和4年度分が4億幾らかで、これは令和元年から5年までの工事ということで、トータルの金額は幾らになるのか教えていただきたいと思います。

それと、交通安全施設の見積合せなんですけど、それは東総工業が器具を持っているので、ほかの業者より安く見積もれるということでよろしいでしょうか。

○委員長（遠藤保明） ただいまの井田委員の質疑に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） それでは、リフォーム補助事業についてご回答いたします。

施工業者について、市内業者で建設業許可がいないのかというご質問でございましたが、個人事業主であるとか大工とか、そういったことが当てはまるのかと思いますので、基本的にいません。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 白線等を引く機械を持っているということで、3者で見積もっても安く落札できたということです。

すみません。答弁漏れです。

工事の委託、飯岡海上連絡道のJRのトンネルの委託料なんですけれども、令和元年に委託しまして、金額は18億8,660万9,000円です。

○委員長（遠藤保明） 井田委員。

○委員（井田 孝） 鉄道の事業なんですけど、相手先はJR東日本しかないと思うんですけど、値段交渉とかそういうのはやっているんでしょうか。

○委員長（遠藤保明） 井田委員の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） すみません、特殊な工事ということで、年度年度の金額の精算に関してはこちらで確認をし精算している状況です。

○委員長（遠藤保明） 井田委員。

○委員（井田 孝） もし令和5年度分がこれからであれば、多少でも値引きをお願いできると思います。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 答弁はよろしいですか。

○委員（井田 孝） はい。

○委員長（遠藤保明） 答弁はよろしいそうです。

ほかに質疑ありますか。

常世田委員。

○委員（常世田正樹） 1点だけお願いします。説明資料の55ページです。

空き家バンクの登録数が現在4件ぐらいたと認識しているんですけども、登録数が伸びない原因として、耐震補強をしていない物件でないと駄目だとか、そういった登録の条件ですか、それについて教えてください。

○委員長（遠藤保明） 常世田委員の質疑に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） 空き家バンクにつきましては、本年度4月から開始してございます。

今、常世田委員からございましたように、登録数は現在、建物が1件、空き地が2件です。1件、掲載手続き中なので、まだホームページ等には載っていないかもしれませんが、物件としては建物1件、空き地2件でございます。あと、利用者登録というのもございまして、そちらが6件ございます。市内が2名、市外が4名、そのような登録状況になっております。

登録数が伸びないのとはいうことで、建物の耐震の関係とか、そういったのもあるんじゃないのかなということだと思いますが、実際、問合せは結構ございます。その中で、なぜ登録まで至らないのかと、登録もまだ途中なんだろうが、やはり相続とか権利関係の整理がまだできていない方が結構いらっしゃいます。親子であればすぐなんだろうけれども、兄弟がいたりとか、そういった整理ができていない、売りたいんだがという意向はあっても、そ

ういった方が結構いらっしゃいます。

それと、あと将来的な売却の意向が皆さんあるのかなと思うんですが、やはり子どもとか孫とかがいる場合、いつかは帰ってくるんじゃないかということで、すぐ、今、手放すのはという思いを持っていらっしゃる方が相当多いのかなと。いずれは売るかもしれませんが、まだちょっとという方、そういうのは多分、聞こえてくる数よりは相当多いのかなと思います。いずれは子どもや孫が使うんじゃないのかなとか、そういった思いを持っていらっしゃる方、そんなのが多いのかなという、ございます。

それともう一つ、売却の意向が高い方、すぐに売りたいという方、なおかつ良好な物件、築 10 年とか、そういったものは、実は空き家バンクより不動産屋に持って行って、すぐ売ってしまうので、空き家バンクまで流通はなかなかしてこない実情もございます。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 常世田委員。

○委員（常世田正樹） おっしゃるとおりだと思います。

ホームページ見たら、2 社、賃貸業者なんですか、空き家管理の。あれ、2 社入れている理由って何かあるんですか。

○委員長（遠藤保明） 常世田委員の質疑に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） 都市整備課が入れているというよりは、あの 2 社が全国的に空き家を取り扱う、空き家バンクとして取り扱っているホームページに載せてもらっているという形なので、あそこは組織的にも大きいし、旭市をピンポイントで選んでくる人もいますが、どこかいいところないかなということで幅広く検索できるということで、あの 2 社が掲載数も多いということで旭市も載せてもらっています。

それと、先ほど答弁漏れがございまして、登録に関する要件の中で耐震性の関係、昭和 56 年以前の建物は基本的に耐震性が確保されていないということで、登録はお断りしている実情がございます。こちらについては市の空家等対策協議会なんかでも議論したところなんです、やはり住んでいただくことを前提にしておりますので、耐震性がない建物を居宅として勧めるというのはなかなか難しいのではないのかなというところで、56 年以前という物件は排除してございます。ただ、全部排除というわけではなくて、耐震性が確保されていることが分かるとか証明できるとか、最新の診断が必要なんです、そういったことをしていただければ当然載せることは可能でございますが、まずは昭和 56 年の建築基準法の大きな違い、

そこで一旦線を引かせてもらっております。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 常世田委員。

○委員（常世田正樹） 今、結構古民家ブームで、昔の平家の農家とか探している方も多いと思うんですけども、耐震基準はもちろん分かるんですけども、古民家を買って、それで自分でリフォーム、耐震補強して住みたいという方もいると思うので、今後の検討材料として検討していただけたらと思います。

○委員長（遠藤保明） 常世田委員、答弁は必要ですか。いいですか。

○委員（常世田正樹） ありがとうございます。

○委員長（遠藤保明） ほかに。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） すみません、先ほどの答弁でちょっと訂正をお願いしたいんですけども、飯岡海上連絡道三川蛇園線のトンネルの工事の金額を訂正いたします。

18 億 8,866 万 9,000 円ということで訂正をお願いします。

それと、交通安全のほうの工事なんですけれども、3 者見積りじゃなくて、3 者以上の見積りということで訂正させていただきたいと思います。

以上になります。すみません。ありがとうございました。

○委員長（遠藤保明） ほかに質疑ありませんか。

宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） 2 点お尋ねします。

決算書の 247 ページ、備考欄 8 番と 9 番、この南堀之内バイパス整備事業の進捗状況を聞こうと思っていたんですけども、だいぶ時間も押しているので、供用開始年度、これを教えてください。

もう一点、261 ページの 7 番ですか、住宅リフォーム補助事業の備考欄 18 番の住宅リフォーム事業費補助金の 119 件というのは、申請者は 119 人だったのでしょうか。それだけ教えてください。

○委員長（遠藤保明） 宮澤委員の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 南堀之内バイパスの完成年度ということで、令和 6 年に開通予定をしております。

以上になります。

(発言する人あり)

○建設課長（齊藤孝一） 6年中ということをお願いしたいんですけども、末のほうかもしれません。

○委員長（遠藤保明） 都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） それでは、住宅リフォーム補助事業の119件についてお答えいたします。

人数と取っていただいて結構でございます。1人1回というか1住宅1回、1人1回、そういう原則でございまして、119件は全部違う方がやっております。親子とかでもないです。

○委員長（遠藤保明） 宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） すみません、自分が聞きたかったのは、最初は定数があって、早い者順だったじゃないですか。それから今度は抽せんになったり、いろいろここに到達したと思うんですけども、これが全員だったのか、それを聞きたかったんです。

○委員長（遠藤保明） 都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） 失礼いたしました。

全員でございます。予算は2,500万円ほど確保してございまして、例年4月に応募を開始しまして、募集しております。毎年、抽せんになるんじゃないのかなという可能性も、やっぱり予算の規模の中でやっておりますので、そういう危惧もあるんですが、令和4年度は186万1,800円、予算額よりだいぶ下回った状況でございます。本年も予算額で間に合っている状況でございます。抽せんは行っておりません。

以上です。

○委員長（遠藤保明） ほかに。

片桐委員。

○委員（片桐文夫） 宮澤委員と同じなんですけれども、飯岡の津波避難道路と椎名内の津波避難道路の完成年度は。

○委員長（遠藤保明） 片桐委員の質疑に対して答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） まず、椎名内西足洗線の津波避難道路なんですけれども、道の駅季楽里あさひのところの交差点に、最終的に到着するんですけども、そこは銚子連絡道を今から整備するということで、そこまでについては全線開通しております。最後の着地点だけ、

まだ未整備ということになっております。

あと、横根三川線のほうなんですけれども、今年度、飯岡片貝線からスーパーアサヒのところ、そこから国道 126 号線までの間は通行可能になる予定でございます。片貝線から南側はまだ用地買収のほうがちよっと暗礁に乗り上げておりまして、もうちよっと時間をいただきたいと考えております。

以上になります。

○委員長（遠藤保明） いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） 1 点聞くつもりだったんですけれども、その前に、先ほど見積合せということがあったので、そのことを聞きたいです。

3 者以上が応札するという形なんですよね。機械を持っているところが見積合せをしてとかということがあったんですけれども、見積合せとはどういうことなのか聞かせてください。

空き家等対策推進事業です。261 ページ、これが予算がどういうふうになっていたのか、今、予算書を持っていないのであれなんですけれども、結局補助金二つを活用してもらって、この推進事業をやってくださる方がいらっしゃるということで始めたことだと思うんですけれども、結果ゼロゼロということだったということで、これはなぜゼロゼロだったのかという、それをどういうふうに捉えていらっしゃるか、事業効果のところの、空家等管理システムの活用により空き家等の把握、特定空家等の認定が円滑に進められたというふうにありますので、空き家、市内に戸数、以前は 1,100 戸ぐらいはあるんじゃないか的な話があったと思うんですけれども、それが把握されたということで、戸数の確認と、あと特定空家、こちらのほうも戸数をお願いいたします。

○委員長（遠藤保明） ただいまの戸村ひとみ委員の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 見積合せのほうなんですけれども、交通安全の、施工できる業者を 3 者以上で見積合せをします。

（発言する人あり）

○建設課長（齊藤孝一） 見積りをいただいて、一番安いところが……

（発言する人あり）

○建設課長（齊藤孝一） はい。3 者以上で見積合せをしまして、その中で一番安い業者が請け

負うということになります。

たまたま交通安全の業者、旭市に1者しかありませんので、そうですね、1者しかないので、あとは市外の業者ということで、その辺の金額の違いがあるのかなと思っています。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） すみません。旭市に1者しかなくて、ほかは他市なので、それで金額が違うと、何で金額が違うのか分からないですけれども、何かげた履きがあるんですか、旭市、市内業者というのは。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対し答弁を求めます。

○建設課長（齊藤孝一） 経費が、市内でございますので、安くなるのかなと思っております。

○委員長（遠藤保明） よろしいですか。

戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） となると、結果、やっぱりこの1者が請け負うということになってしまいうということなんですか。ここに書いてある東総工業というところなんですか。機械を持っているところがここしかないから、経費等のことを考えると、よそというよりも市内のほうが安くできて、取るということになるんですか。

○委員長（遠藤保明） ただいまの戸村ひとみ委員の質疑に対して、建設課長、明瞭に答えてください。

○建設課長（齊藤孝一） すみません。まず、3者以上で見積りを出していただきます。市外の業者も含めて、見積りをいただきます。その結果、東総工業の業者が請け負っている、落札というんですか、一番低い金額で落札しているということです。

○委員長（遠藤保明） 都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） それでは、空き家等対策推進事業、その件についてご回答いたします。

まず、補助金の実施ゼロの点についてということでございますが、55 ページの事業内容の表に負担金補助及び交付金の欄に二つ、補助事業が出ています。

一つが旭市空家活用支援事業補助金、もう一つが旭市空家等除却事業補助金、この二つなんですが、空家活用支援事業補助金、こちらについては両方とも国のメニューに基づいて市でやっているものでございます。

活用の場合は、空き家を改修して、地域のために何か使うという事業なんです。それも10年間使えという国の条件がございまして、考えてはみるんだけど、実際地域のために

10 年使うというのはなかなか難しいということで、考えるんだけど、補助金には及んでいない状態ではございます。

こちらは結構、国としては、地域の駐車場が不足していれば駐車場であるとか、公共的な、例えば地域の集会所の用地として使ってほしいとか、そういったものをメニューとしては出しているんですが、それがぴたっと当てはまるケースがやはり少ない、そういったのが多くてなかなか難しい、使いづらいメニューなのかなとちょっと思っています。

それともう一つ、空家等除却事業、こちらは特定空家と言われる、管理ができていない空き家の除却の事業なんですけれども、まず一つの条件として、特定空家の認定がでございます。こちらは、昨年始めてやっとまだ1件、市で認定手続きは終えたところでございます。こちらについては、令和4年度の実績はゼロなんですけど、除却はそこからいろいろ協議をしていた中で、本年度1件、この補助金を使って、やっとそれが解体いたしましたので、空き家の解消、単年度で予算を盛っているんですが、相談に来てから数か月で終わるようなものではないので、どうしても継続した相談の中で実現していくものなのかなと考えています。

特定空家の認定については、昨年度から始めた中で、本年度、二十数件、30件近くをやろうと思っていますので、補助金のほうがどれだけ使うかというのはまたありますけれども、そういったふうにちょっと時間はかかるのかなという認識でございます。あと、50万円がちょっと少ないのかなという考えもございます。

それと、事業効果のほうの空家等管理システムの活用でございます。こちらは、市内にある空き家で、平成30年の調査で1,129件、空き家があると。そのうち、先ほど言った特定空家、まだ認定していないので特定空家ではないんですが、その候補となる空き家が106件ということで今把握しております。ただ、平成30年で、本年度、こちらの調査をもう一度やっているんですが、倍近くになっているのかなという感覚、まだ調査結果は出ておりませんが、感覚的には相当増えているのかなという思いでございます。

この空家管理システムは、市の地図、そこに当然空き家の場所とその写真と、特定空家に認定の有無もあるんですが、特定空家に認定してから、最終的には代執行というのが見えてくるんですけども、それに至るまでは行政の指導、あと助言とか勧告とか、そういった行政手続きが必要でございます。ですから、その履歴もやはり残しておかなければならない、何月何日に行ったというのもございますので、システム上で管理して、あとそれを把握できるように努めているものでございます。

それと、あと市で調査した以外にも、当然苦情がございます。隣が空き家になっちゃって、

ガラスがどうのこうのとか、木がどうのこうのとかございます。そういった記録も全部そこに載せておりますので、このシステムは不可欠なものなのかなという認識でございます。

これを活用して、今後、これはあくまでもデータベースですので、これが飛躍的に何かを生むわけではないので、これを活用して空き家対策に生かしていくことが効果的だと感じております。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） ありがとうございます。

平成 30 年の数字が 1,129 件、この事業効果のところに、空き家等の把握が円滑に進められたとあるので、結構数字がフィックスしてきたのかなというふうに思ったんですけども、平成 30 年の数字から後は、確定まではいかないでしょうけれども、この数字のところで終わっていて、あとは想像の世界になっちゃっているということなんですか。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） そうですね。空き家の場合は、いつ空き家になったかというものなかなか分からないものもございますし、いつの間にか人が住んでいたとか、周りから見たら空き家だったけれども、実際は住んでいたというケースがやはりございます。本当にあるんですね。

空き家の調査は外見だけではなくて、住民基本台帳と家屋台帳で、住民基本台帳で人がいないのに家屋台帳はあるとか、あとは水道の使用であるとか電気の使用、ガスの使用、あと外見の、もちろん程度もあるので、そういったのを詳細に調査しないと、空き家だとなかなか見つけられないものもございます。その後、所有者の調査とかもいたしますので、リアルタイムではできないので、5年ぶりの調査を今やっております。

ですから、1,129 件というのは 30 年当時の数字でございまして、それ以外に苦情があったもの、空き家と思われる場所というのは当然ございますが、確定しているのは 1,129 件ということでご理解していただければと思います。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） 分かりました。ありがとうございます。

本当に空き家というのが、私の周りにもといひましようか、通勤してくる間にも、うっまいなところが間々ございますので、これは年々、恐らく増えていく、少なくはならないんだ

と思うので、この事業というのが本当に単年度で終わらない大切な事業だと思いますので、聞いてみました。

以上です。ありがとうございます。

○委員長（遠藤保明） ほかに質疑ありませんか。

崎山華英委員。

○委員（崎山華英） 空き家等対策推進事業のほうで関連で質問させてください。

今お話の中でも様々、電話での問合せとかあるということなので、様々相談のほうとか相談支援のほうやっているといると思うんですけども、空き家に対する対策の前に空き家にならないような対策って、実際どのようなことをやっているのかなというのをお聞きしたいのと、決算に直接関係ないんですけども、今年の空家特措法の改正で、管理不全空き家になってしまった場合に住宅用地特例の6分の1のほうが解除されてしまうということは、今年度周知されているのかとお聞きしたいです。

○委員長（遠藤保明） 崎山華英委員の質疑に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） それでは、空き家にならないような対策は何かやっているのかということでございます。

先ほどの戸村委員の発言にあったように、空き家を増えるのを止めるのは極めて難しいものだと思います。人口減とか少子高齢化とかライフスタイルの変化がございますので、家の数より人の数のほうが少ないということなので、これはちょっと難しいのかと思います。

市としては、空き家が増えていくのを抑制するのはちょっと難しいもので、管理されていない空き家を、やっぱりどうにか減らしていかなければならないと、近隣に迷惑をかけるような、そういったものをまず優先的にやっている実情もございます。そのために、特定空家の認定であるとか、その後の指導、勧告、まだ至っていませんけれども、そういうので、補助金もそうなんですけれども、できるだけ解体を進めております。適正な管理といっても、いずれ管理はし切れないので、最終的には解体しかないのかなと思います。

地方は土地が、やっぱりあまり高くないので、解体してもまるっきり損してしまうケースがほとんどだと思うんですよ。そういった経済的な理由も多いので、空き家を増やさない方法はなかなか難しい。国から何かいろいろメニューが出てくれば、また考えていきたいと思います。

それともう一つ、管理不全空き家の件でございます。これは、今回、今議会でも条例改正で

市の空き家の条例の改正を出しているんですが、条例のほうは条文がちょっとずれただけなんですけれども、特別措置法、国の本体のほうの法律は、今お話がございましたように管理不全空き家という用語が出てまいりました。

これは、特定空家に至るまでの空き家、特定空家にまだ至らないけれども、その以前が管理不全空き家だということで、そちらも対策が必要だということでできたものなんですけれども、いまだ国から、特定空家というのは基準が結構ございます。建物が傾いているとか、周りに迷惑をかけている状況なんかも数値化されているんですけれども、これは言葉だけで、まだ実は出てきていないんですね。示されているのは、ガラスが割れていたりとかというのはあるんですけれども、ガラスが割れている家って結構あるので、それだけで管理不全だとはなかなか断定もできないものなので、その辺が示されてくれば、必要であれば周知していかなければならないのかと思います。

先ほどの固定資産税の6分の1軽減、こちら管理不全空き家に認定してすぐ6分の1の特例がなくなるというわけではなくて、その後、行政が、管理不全なので特定空家になってしまいますよということで助言なり、指導なり、勧告した後、それでも従わない場合、6分の1の特例がなくなるということなので、すぐなくなっちゃうわけじゃないので、当然持っている人にはお知らせする期間はございます。そういったものでございます。

以上です。

○委員長（遠藤保明） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（遠藤保明） 特にないようですので、8款……、財政課長。

○財政課長（山崎剛成） 申し訳ありません。

答弁の訂正を1件させていただきたいんですが、戸村委員のご質問の関係で、午前中だったでしょうか、農林水産業費で多面的機能発揮促進事業の関係の財源の関係で、一般財源約2,000万円を地方債の過疎債を借りられなかったのかというお話のときに、私のほうから、こちらの経費のほう、特別交付税で措置されているというお話をしたんですが、こちらが特別交付税ではなくて普通交付税のほうでございまして、こちらのほうの一般行政経費のほうで見られているということで、こちら、交付税のほうで算定されている項目に関しましては、特別交付税も普通交付税も過疎債の対象にはならないということで、同じく、こちらのほう起債のほうはできないということでご理解いただきたいと思います。

それで、農業関係でそのほか特別交付税の算定項目あるのかということだったんですが、調

べましたら、特別交付税の算定項目の中の豚熱対策関係、それとあと有害鳥獣対策関係、こちらが交付税の算定のほうに入っているということで、そちらの一部ですね。

(発言する人あり)

○財政課長（山崎剛成） 令和4年度の算定のほうの件で申し上げますと以上でございます。

(発言する人あり)

○財政課長（山崎剛成） 金額は、令和4年度決算で申し上げますと、豚熱対策関係で881万円で、有害鳥獣対策関係は、こちら、農林水産業と、あと先ほどもお話出ていましたが、商工観光課の工業団地のほうの鳥獣駆除もありますので、そちらも足して算定された金額が344万9,000円ほどということでございます。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 8款土木費についての質疑を終わります。

それでは、担当課の入替えを行います。

ご苦労さまでした。

委員の皆さんは、そのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 2時38分

再開 午後 2時41分

○委員長（遠藤保明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、9款消防費について、補足説明がありましたらお願いいたします。

説明、質疑については着座で結構です。

答弁は簡潔明瞭をお願いいたします。

消防長。

○消防長（伊東秀貴） 消防本部からは、9款消防費、消防庁舎整備事業について補足説明を申し上げます。

決算に関する資料の56ページ、決算書では265ページをお願いいたします。

消防庁舎整備事業、決算額は778万8,000円、特定財源として地方債730万円、一般財源48万8,000円でございます。地方債は合併特例債でございます。

事業概要としまして、令和4年度から令和5年度にかけ、継続事業として、統合消防分署庁

舎建設工事設計業務を委託したものでございます。

令和4年度事業費は778万8,000円、令和5年度の事業費は519万2,000円、総事業費は1,298万円でございます。

こちらの事業効果としまして、現在設計業務が完了したところでございます。この後順次、必要な手続きを進め、統合分署開庁の際は消防力が強化され、防災拠点として地域防災力の増強に寄与することができるものでございます。

以上で、消防本部所管の説明を終わります。

○委員長（遠藤保明） 担当課の説明は終わりました。

それでは9款消防費について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いします。

常世田議員。

○委員（常世田正樹） それでは、1点よろしくをお願いします。

決算書の267ページ、備考欄の2です。

消防団活動費についてお聞きます。全国平均よりも活動費、個人の手当報酬が低いようなのですけれども、改善される、増額される予定はございますでしょうか。よろしくをお願いします。

○委員長（遠藤保明） 常世田委員の質疑に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（伊東秀貴） 消防団員の報酬につきましては、平成30年3月の条例改正により、近隣市町を参考にしながら増額改正し適正化、こちらを図ったところでございます。

現在、令和3年4月に総務省消防庁から、非常勤消防団員の報酬等の基準、こちらが策定されました。このことから、今後、報酬の増額につきまして、近隣の市町、こちらの動向を見ながら協議をしていきたいと、現在考えているところでございます。

また、消防団長をはじめ消防団員、役員、こちらとの協議も必要となります。そういった中で内容が調いましたら、消防委員会においても協議をお願いする予定でございます。

以上でございます。

○委員長（遠藤保明） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（遠藤保明） 特にないようですので、9款消防費についての質疑を終わります。

続いて、10款教育費について補足説明がありましたらお願いいたします。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） それでは、議案第1号、令和4年度旭市一般会計決算の認定について、教育総務課所管の補足説明を申し上げます。

まず、決算に関する説明資料の57ページをお願いいたします。決算書では281ページになります。

教育の情報化推進事業です。

令和4年度は、教員の働き方改革の一つとして、教職員の業務の効率化を図るため、校務支援システムをバージョンアップするとともに、各小・中学校へICT支援員を派遣することで、教職員のICT機器の操作スキル向上のための研修を開催するほか、授業での活用支援を行っております。

本事業の決算額は1億291万5,000円で、財源といたしましては一般財源でございます。

事業内容の主なものとしましては、教職員用及び児童・生徒用のノートパソコンやサーバーなどの賃借料のほか、小・中学校ICT支援員業務委託料でございます。

事業効果としましては、教職員の業務の効率化のため、校務支援システムをバージョンアップをするとともに、教職員のICT機器の操作スキル等の向上のため、ICT支援員を各小・中学校に派遣して、児童・生徒のタブレット活用の促進につながったものと考えております。

続きまして、決算に関する説明資料58ページ、決算書では281ページとなります。

感染症対策・学習保障支援事業です。

コロナ禍の学校において、安心・安全な環境の下、子どもたちの学びの充実を図り、保護者も安心できるよう、冬季における感染症対策の強化を図るため支援を行ったものです。

本事業の決算額は744万6,000円で、特定財源の国県支出金欄377万3,000円は国庫補助金で、学校保健特別対策事業費補助金、補助率は2分の1でございます。

事業内容の主なものとしましては、市内の全小・中学校における感染症対策を徹底するため、CO<sub>2</sub>モニターや消毒液、ハンドソープなどの消耗品のほか、加湿器や空気清浄機などを配付したものであります。

事業効果としましては、感染症対策の強化として、市内の全小・中学校に消耗品や備品を配付し、様々な感染症対策を講ずることによって、児童・生徒が安心して安全に学べる環境を確保することができたと考えております。

続きまして、決算に関する説明資料の59ページをお願いいたします。決算書では291ページ

ジとなります。

小学校教諭補助員配置事業です。

本事業は、児童の基礎学力向上のため、学習につまずいている児童を中心に、個に応じたきめ細かな指導を行うため、教諭補助員を市内全小学校に配置する事業でございます。また、外国語授業等のさらなる充実を図るため、英語教諭の補助員を配置し、英語コミュニケーション能力の育成を図っております。

本事業の決算額は4,025万円で、財源といたしましては一般財源でございます。

事業内容の主なものといたしましては、教諭補助員報酬等のほか、期末手当、共済費等でございます。

事業効果としましては、教諭補助員を市内全小学校に配置することで外国語授業等を充実したほか、特別な支援を必要とする児童、学習につまずいている児童などに寄り添い、きめ細かな指導が図られたと考えております。

続きまして、決算に関する説明資料の60ページ、決算書では299ページとなります。

中学校英語指導助手配置事業です。

本事業は、外国語指導助手（ALT）を市内全中学校に配置することで、英語教育の充実と国際交流の促進を図ったもので、令和4年度はALTを3名増員したことで、小学生から中学生までの切れ目のない英語教育の充実を図っております。

本事業の決算額は4,639万1,000円で、特定財源のその他欄216万9,000円は、アパート家賃の一部をALT本人が負担する外国語指導助手住居借上料本人納付金でございます。

事業内容の主なものといたしましては、英語指導助手（ALT）の報酬のほか、民間ALT派遣委託料等でございます。

事業効果といたしましては、英語を母国語とする外国語指導助手（ALT）を市内全中学校に配置するとともに、小学校にALTを派遣することで、英語教育の充実と国際交流の促進を図るとともに、小学生が英語を楽しみ、学ぶ力の育成が図られたと考えております。

以上で、議案第1号、教育総務課所管の補足説明を終わります。

○委員長（遠藤保明） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行） 一般会計決算のうち、生涯学習課所管の主要事業について補足説明を申し上げます。

初めに文化振興事業についてご説明いたします。

決算に関する説明資料は61ページをお願いいたします。

決算書は 311 ページになります。

決算額は 938 万 4,000 円になります。財源の内訳は、特定財源のその他 315 万 7,000 円で、地域振興基金繰入金が 30 万 8,900 円、入場料収入が 284 万 9,050 円になります。一般財源は 622 万 7,000 円になります。

事業内容につきましては、文化振興事業は市民の文化意識の高揚を図るため、各種文化事業を開催したもので、コロナの影響で、予定していた 5 事業のうち 4 事業のみの実施となりました。実施できなかった事業はあさひのまつりで、コロナの影響で出演団体が 4 団体と少なく、実行委員会としての運営が難しいため中止となりました。

実施した 4 事業の公演費等は、あさひ寄席が 271 万 1,514 円、スプリングコンサートが 77 万 6,002 円、宝くじまちの音楽会が 80 万 9,797 円、旭市ふるさと文芸賞が 38 万 4,239 円、公演費合計は 468 万 1,552 円になります。

続きまして、大原幽学遺跡史跡公園管理費についてご説明いたします。

決算に関する説明資料は 62 ページをお願いいたします。決算書は 331 ページから 333 ページになります。

決算額は 1,313 万 5,000 円になります。

財源の内訳は、特定財源の国県支出金が 256 万円で、国の文化財保存事業費補助金と県の文化財保存整備事業費補助金で、防災設備更新工事の設計業務委託に係る補助金になります。一般財源は 1,057 万 5,000 円になります。

事業内容につきましては、国指定史跡であります大原幽学遺跡史跡公園の維持管理を行うとともに、令和 4 年度は整備基本計画に基づき、老朽化した防災設備更新工事の設計業務を委託したものです。老朽化した防災設備更新工事の設計業務委託は、352 万円になります。

続いて、社会教育施設再編事業についてご説明いたします。

決算に関する説明資料は 63 ページをお願いいたします。決算書は 335 ページになります。

決算額は 1 億 7,839 万 1,000 円になります。

財源の内訳は、特定財源の地方債が 8,160 万円、社会教育施設改修事業債になります。一般財源は 9,679 万 1,000 円になります。

事業内容につきましては、老朽化した社会教育施設の効率的な維持管理・運営を行っていくため、令和 4 年度は建築後 50 年以上が経過した旧旭市民会館と旧旭市青年の家の解体・撤去工事を実施したものでございます。旧旭市民会館の解体・撤去工事は、附帯工事費、委託料を含めて 8,612 万 5,000 円、旧旭市青年の家の解体・撤去工事は、附帯工事費、委託料を含め

て9,226万6,000円になります。

以上で、生涯学習課所管の補足説明を終わります。

○委員長（遠藤保明） 体育振興課長。

○体育振興課長（金杉高春） それでは、同じく体育振興課より所管事項の補足説明を申し上げます。

決算に関する説明資料64ページをお願いします。決算書は337ページになります。

スポーツ振興事業についてであります。

決算額は2,173万7,000円で、財源内訳の特定財源その他として地域振興基金繰入金1,733万8,000円、一般財源439万9,000円であります。

事業内容は、市民の健康づくりと体力の向上を図るため、新型コロナウイルス感染症対策を講じた各種スポーツイベントの開催や、全国トップ選手が集う大会を招致するとともに、各地区のスポーツ大会、スポーツ団体活動へ補助金を交付するなどの支援を行ったものでございます。

それぞれの補助金額等は記載のとおりでございます。

事業効果としては、新規事業のあさひスポーツフェスティバルの開催など、気軽にスポーツに触れ親しむ場の提供と、市民駅伝大会や、飯岡しおさいマラソン大会の再開など、感染症の影響で停滞、休止していた市民スポーツ活動の推進が図られました。

次に、説明資料65ページをお願いします。決算書は347ページになります。

サッカー場整備事業についてであります。

令和3年度繰越明許分を含めた決算額は2億331万7,000円で、財源内訳は特定財源として地方債1億7,340万円は、社会体育施設整備事業債です。その他はスポーツ振興くじ助成金で1,032万7,000円、一般財源は1,959万円です。それぞれの括弧書き部分が令和3年度の繰越明許額となります。

事業内容は、スポーツを通じて人々の交流を促進し、地域の活性化を図るため、多目的に利用できるサッカー場を整備したものです。

上の表が現年分の事業内容となります。令和4年度分の主な事業は照明設備設置などで、事業費の合計は2,702万7,590円です。

下の表が令和3年度繰越明許分の事業内容です。繰越理由は、コロナの影響による工事の資材調達の遅延などによるもので、主な事業は、サッカー場整備工事や外構整備工事、管理棟改修工事などの工事請負費で、事業費の合計は1億7,628万9,340円です。

事業効果として、令和4年度にサッカー、フットサルの利用に限らず多目的に利用できる施設としてオープンし、さらに照明設備を整備したことにより夜間利用の促進とスポーツを通じた交流、スポーツの振興が図られました。

以上で、体育振興課所管の補足説明を終わります。

○委員長（遠藤保明） 担当課の説明は終わりました。

初めに、教育総務課長、昨日の質疑について答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 昨日の歳入の中で、給食費負担金について、崎山委員と戸村委員からご質疑があったということでございますので、その説明をさせていただきたいと思います。

決算書のほうをお開きいただきたいんですが、決算書の25ページになります。

決算書の25ページ、こちら、上から2段目、節でいうと保健体育費負担金で、こちらが学校給食費負担金でございます。調定額が2億2,770万519円で収入済額が2億2,265万820円、不納欠損は38万7,750円、収入未済額が466万1,949円でございます。

その右に備考欄で学校給食費負担金と書いてありますが、これは現年度分の収入済額の内訳で、4年度の現年度分ですので、4年度の4月分から3月分までの給食費の収入済額が2億2,226万1,045円、2番の学校給食費負担金（過年度分）というのが、3年度以前の未納を積み上げたもので、収入があったのは38万9,775円ということでございます。

この収入未済額466万1,949円の内訳としましては、令和4年度の現年度分で収入できなかった収入未済額が134件で256万7,885円です。それで、過年度分、こちらは令和3年度以前の給食費の未納分が33件で、209万4,064円ということでございます。

この4年度の収入未済額466万1,949円がどうなってしまうのかというようなご質疑だったように聞いているんですが、それは5年度のほうへ繰り越されて5年度の過年度分の調定額に調定されます。5年度分の過年度分の調定額は4年度分の収入未済額が調定されて、5年度分の現年分を5年の4月から3月までの給食費分の現年度分として調定されますので、収入未済は翌年度へ繰り越されるというようなことでご理解をいただければと思います。

それと、その収入未済の推移なんですが、過去5年間で申し上げますと、平成30年が637万4,790円、この内訳として現年分が273万115円、過年度分が364万4,675円です。令和元年分の収入未済額が650万8,930円、内訳として現年度分が255万2,420円、過年度分が395万6,510円、令和2年度の収入未済額が495万9,365円、現年度分が143万7,890円、過年度

分が 352 万 1,475 円、令和 3 年度の収入未済額が 287 万 1,589 円、内訳として現年度分が 46 万 6,620 円、過年度分が 240 万 4,969 円です。令和 4 年度は、先ほど申し上げましたように 466 万 1,949 円で、現年度分が 256 万 7,885 円、過年度分が 209 万 4,064 円となっております。

この推移を見ますと、現年度分が令和 2 年度が減って、令和 3 年度がさらに減って、令和 4 年度がちょっと増えているんですが、この要因としましては、令和 2 年度と令和 3 年度は、今年もやっていますが、地方創生臨時交付金を使って半年間の給食費を無償化したということで 2 年度、3 年度の数字が、収納率がよくなっているというか、収入未済が少なかったということで、過年度分については毎年、少しずつ減少させてきているというようなところでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（遠藤保明） 議案の審査は途中でありますが、15 時 15 分まで休憩いたします。

休憩 午後 3 時 3 分

再開 午後 3 時 15 分

○委員長（遠藤保明） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

10 款教育費について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いします。

常世田委員。

○委員（常世田正樹） 何点かよろしくをお願いします。

10 点ほど課長のほうにはお伝えしたんですけども、3 点ほどに絞って質問させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、決算書の 349 ページ、また 353 ページ、備考欄 17 の備品購入費についてお尋ねします。

第一給食センターのほうは約 2,812 万円、第二給食センター、353 ページのほうですけども約 41 万円、この第一と第二で、備品購入費がこれほどの差額があるということでちょっと気になったので、購入した内容など分かる範囲で教えてください。

あと、決算書 351 ページ、また 353 ページなんですけれども、351 ページは備考欄の 5 の 10

になります。需用費、光熱水費です。

第一給食センターが約 2,632 万円、353 ページの備考欄 7 の 10、同じく需用費の光熱水費、第二給食センターで約 2,792 万円。同じぐらいの金額なんですけれども、以前、第二給食センターのほうはオール電化なので、かなり光熱水費がかかるということだったんですけれども、給食の 1 回に作る量などを考えても、第一給食センターのほうがかかなり光熱水費がかかるはずだと思うので、この同等の金額になっている理由を教えてください。

二つに絞りました。よろしくお願いします。

○委員長（遠藤保明） 常世田委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） まず、予算書 349 ページと 353 ページの給食センターの備品購入費、第一給食センターと第二給食センターでこれほどの差が出る理由はということでございます。

令和 4 年度の備品購入で、第一給食センターにおきまして、コンテナ洗浄機 1 台、こちらの金額が 2,684 万円という大きな金額の備品を購入いたしまして、それが大きな金額です。第一給食センターでは、そのほかに食器用コンテナ、100 万円ぐらいのとか、あとは移動台とかデジタル台とか、それは数万円のものでございます。第二給食センターは冷蔵庫 1 台と洗濯機で、こちらの約 41 万円という金額になっております。金額の大きいものが 4 年度はあったということで、差が出ております。

続いて、351 ページと 353 ページの給食センターの光熱水費についてでございますが、第一、第二ともに、令和 4 年度は電気料金が高騰しまして、かなり前年に比べて増えておりますが、第二給食センターはオール電化で、第一給食センターのほうはボイラーは、ガスを使っているんですが、ガスにつきましても、昨年度かなり高騰していたということですので、結果的にオール電化である第二給食センターとほとんど差がなかったというようなことでございます。

給食を作っている数が違うのに同じぐらいかということですが、給食の提供数としては、第一学校給食センターが約 3,000 食で、第二給食センターが 2,000 食ということなんです、毎日調理する献立が同じであるということと、あと、やっぱり 2,000 食、3,000 食についても、同じような大きい機械を使いますので、光熱水費にはそれほど差が生じていないと。賄材料費とか、調理の委託料とか、それには差が出ているんですが、光熱水費はほとんど差が出ていないというところでございます。

○委員長（遠藤保明） ほかに質疑ありませんか。

片桐委員。

○委員（片桐文夫） 説明資料の 57 ページ、決算書のほうの 281 ページですか、の P C 賃借料の児童・生徒用なんですけれども、1,861 万 560 円ですが、毎年、この金額というのはそんなに変わらずかかっているということでもいいんですよね。

それで、この活用方法なんですけれども、やっぱり小学校によって全然、全然じゃないんですけれども、あまり持って帰ってそういった活用ができないとか、そういったのがあると思うんですよ。

それと、3月の私の一般質問で、いじめの問題で教育長のほうにも話をして、パソコンを通じた中で先生とのつながりができないかということで話をしたんですけれども、そういった場合の経緯はどうかちょっとお聞かせいただければ。

○委員長（遠藤保明） 片桐委員の質疑に対して答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） まず、P C の持ち帰り、こちらの P C 賃借料は教職員が使うやつなので、あとは、児童・生徒用のほうは、これも授業で使うものなんです、これは、賃借料のほうは。子どもたちが持っているタブレットにつきましては、令和2年度に購入したもので、毎年の賃借料はかかっていないんです。

持ち帰りのほうなんですけど、基本的には各学校で持ち帰りをするようにしております。ただ、やっぱり学校の先生、あるいは教師間、あるいは学校間にまだ格差が多少あるのかなというところです。ただ、実際持ち帰って、家で学習ドリルで使うとか、そういうふうにしてもらっております。夏休みについては、全小・中学校に持ち帰るようにお願いをしたところでございます。

それと、もう一点のいじめ問題に関して、タブレットで、先生とつながれないかということでございますが、こちらにつきましては、いじめ問題なんかもあるんですが、毎年9月1日に、夏休み明けに自殺する子どもが多いということで、今年は、9月にタブレットのほうで健康観察というか、今の気持ちはどうですかとか、天気マークで選んで、何か悩み事がありますかみたいな、アンケートのようなものを今年実施しております。それによって先生が気づいて、児童・生徒の状況を見るようにしております。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 片桐委員。

○委員（片桐文夫） 分かりました。そういったところから徐々に入っていけば、すごく子どもに対してもいいのかなと思いますので、お願いいたします。

それで、このパソコン授業ですか、もう今になって私なんかはこうやってパソコンに関わって、全然使えないあれがありますので、子どものうちからそういった慣れですか、慣れとかそういうものがあれば、社会に出たときも十二分にできると思いますので、これからもよろしくをお願いしたいと思います。

○委員長（遠藤保明） ほかに質疑はありませんか。

崎山委員。

○委員（崎山華英） 決算書の 279 ページの育英資金給付事業についてお尋ねいたします。

予算審議の際に、見込みで高校生 10 名程度、大学生が 30 名程度という説明がありました。恐らく 3 月議会かな、常世田議員のほうで一般質問で、令和 4 年度は 33 名の申込者に対して 29 名支給決定というご答弁があったと思うんですけども、予算審議のときに言っていた高校生と大学生の内訳についても教えていただきたいと思いました。

もう一点、347 ページのサッカー場整備事業についてなんですが、サッカー場、しおさいスタジアムについては人工芝を敷いていると思うんですけども、人工芝というのがマイクロプラスチックの原因物質であるということで、できる限りの対策が、環境に配慮するという面でも必要かなと思ったんですけども、対策を何か取っているのかと、あと、清掃の頻度とか、劣化したときはどうするのかとか、そういったことについて教えてください。

○委員長（遠藤保明） 崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） まず、決算書 279 ページの育英資金の令和 4 年度の内訳でございます。

高校生が 16 名、大学生等が 17 名の計 33 名から申請、申請のほうは 33 名ありまして、支給決定のほうは高校生が 14 名、大学生等が 29 名となっております。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 体育振興課長。

（発言する人あり）

○委員長（遠藤保明） 総務課長、まだ。

○教育総務課長（向後 稔） 申請が高校生 16 名……

（発言する人あり）

○教育総務課長（向後 稔） はい。大学生が 17 名……

（発言する人あり）

○教育総務課長（向後 稔） 決定が高校生が 14 名、大学生が 15 名。

（発言する人あり）

○教育総務課長（向後 稔） 失礼しました。

（発言する人あり）

○教育総務課長（向後 稔） 合計 29 名です。すみません、失礼しました。

○委員長（遠藤保明） よろしいですか。

体育振興課長。

○体育振興課長（金杉高春） サッカー場整備事業についてということで、人工芝のマイクロプラスチック、要するに、芝生がちぎれてそれが海に流れ、それが海洋ごみになってということだと思います。

こちらなんですけれども、社会問題になっていることでお聞きしています。もう既にメーカーも各社環境対策に取り組んでおりまして、当市の施工時期もよくて、人工芝の切れにくい、耐久性、負荷の強い製品を導入しております。耐用年数も長くということでありました。

ただ、だからといって、これは維持管理というのは大事な部分ですので、ここは耐用年数が切れるというか、その以前についても日頃からメンテナンス、清掃等は大事だと思います。

清掃の頻度なんですけれども、利用の状況にもよるんですが、年間五、六回の清掃を予定しています。仮に、高耐久の人工芝なんですけれども、劣化が進んできた場合については、その部分を切り取って、そこは補修、張り替えができるということでございます。

あと、よろしいですね。

○委員長（遠藤保明） ほかに質疑はありませんか。

崎山華英委員。

○委員（崎山華英） 育英資金のほう、ありがとうございました。

その予算のときの見込みよりも、申請も、特に大学生のほうが少なかったと思うんですね。周知というのが、主に中学校だとか高校に対してが多いのかなと想像するんですけれども、中学だったら、もちろん市内の中学だと思うんですけれども、高校であれば、どこまでの高校に周知をかけているのか。また、在学中の大学生とか専門学校生も対象だと思うんですけれども、そういった方に届けるために、どういった周知をしているのか教えてほしいと思いました。

サッカー場のほうは大丈夫です。ありがとうございました。メーカーのほうでも切れにくいものを使っているということで、安心しました。

○委員長（遠藤保明） ただいまの崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 育英資金給付事業の周知ですが、これにつきましては毎年2月に市のホームページやフェイスブックに掲載するほか、市内中学校5校と、高校については北総地区の公立及び私立の高校18校に対し、申請書等の一式を送付することで周知を図っております。広報にも掲載をしております。

大学については、特に周知ということはないんですが、一応、市のホームページやフェイスブックを見ていただくということと、高校のときにご覧になっているのかなというところでございます。

○委員長（遠藤保明） ほかに質疑はありませんか。

戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） それではお願いします。数点お願いします。

286、287 ページの説明のほうの 287 ページなんですけれども、小学校施設改修事業、これ三川小というふうに本会議のほうで言われて、ちょっとその内容をお聞かせください。

あと、その下のほうの5番のところの小学校大規模改造事業、こちらのほうの内容もお願いいたします。

それから、291 ページです。説明書のほうでは、59 ページの小学校教諭補助員配置事業、こちらですが、教諭補助員ということで23名、JETが4名ということで、この補助員のことなんですけれども、どういう方が補助員としての資格、どういう方がなられているのかということと、あと、一般財源のほうで充てられているんですけれども、これは県の事業のスクール・サポート・スタッフ事業というのとはまた違うんですか。もしこれが県のほうのスクール・サポート・スタッフだったら、国県支出金のほうからの財源というのものもあるのかなと思って聞いています。もし……。いいです。

それとあとは、次の説明書の60 ページ、決算書の299と301 ページのほうなんですけれども、ALTはほとんどがJETプログラムのほうから来ていらっしゃるんですけども、民間派遣業者1名というこの1名、民間派遣というのはどこなのか教えてください。

あと、ALTの住居を借り入れて、半額ぐらいですか、補助していると思うんですけれども、これはどういうところを借り上げているのかをお願いいたします。

それぐらいで、あとはまた。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） それでは、決算書 287 ページの 4 番、小学校施設改修事業、こちらの内容でございます。

こちらにつきましては、三川小学校の空調設備の改修工事と中央小学校の空調設備の改修工事でございます。これは令和 3 年度からの繰越事業でございます。

（発言する人あり）

○教育総務課長（向後 稔） 3 番の小学校改修事業のほうの工事請負費につきましては、三川小学校の屋内運動場の屋根の改修工事、それとあと、去年補正でお願いしました干潟小の屋上防水工事。大きなものは三川小学校の屋内運動場の屋根の改修工事でございます。

5 番の小学校大規模改造事業につきましては、こちらは中央小学校の大規模改造事業の設計業務 352 万円で、こちらは 5 年度に繰り越して、今工事のほうを実施しているところでございます。

続きまして、291 ページの教諭補助員ですが、どういう方が補助員になっているかということでございますが、こちらについては教員免許を所有している方、去年まで教員免許を所有している方ということで限定していたんですが、今教師不足ということで、なかなか集まらないということもありますので、教員免許を持っているか、あるいはそれに準ずる方ということなんですが、今現在はみんな教員免許を持っている方でございます。

それが、スクール・サポート・スタッフと違うのかということでございますが、スクール・サポート・スタッフは県の事業で行っておりまして、県のほうで募集をして、今市内の小・中学校にも配置をさせていただいております。県の事業なので、市では行っていないと。基本的には県費負担教職員というか、教諭もみんな県のほうで負担しているものです。

スクール・サポート・スタッフは子どもの指導はできないので、教員の事務の手伝いとか、プリントを印刷するとか、授業準備をお手伝いするとかいうことでございます。

それと、299 ページの A L T ですが、J E T プログラムと民間派遣業者 1 名、この違いはということなんですが、実は、去年 J E T プログラムで来る予定だった A L T が、1 名急遽辞退されまして、1 人足りなくなってしまうということで、急遽民間派遣会社のほうに頼んで来てもらったということです。何という業者かと、ちょっと今手元に資料がございませんが、今来まして、千葉市中央区のほうの株式会社インタラックというところ……

(発言する人あり)

○教育総務課長（向後 稔） インタラック。株式会社インタラック関東北というところがございます。

それと、住居でございますが、こちらは学校に近いアパートを借りております。基本的には二中に近いところと、あとは海上中に近いところに2か所で契約をしております。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） ありがとうございます。

スクール・サポート・スタッフのほうなんですけれども、どういう配置になっていますか。足りているかどうかということなんですけれども、これは、教えることはできないということとは、そうですね。ただ、本当にブラックな先生たちの労働環境を何とか改善、改善までできないでしょうけれども、教材をそろえたりとかプリントしたりとか、そういうことの助けをしてくださることで、とても私は有効なんだと思っているんですけれども、どういうふうに配置されていますか。それが令和4年度で足りているということだったのかどうか、そのところをお願いいたします。

実際、実質市の決算には数字上では上がっていませんけれども、ただやっぱり旭市の子どもの教育というところでは非常に大きな部分を担っていると思いますので、聞いておきます。

それと、補助員、本当に市の財源でお願いしているこの補助員なんですけれども、今現在は教員免許を皆さん持っていらっしゃる方が23名ということで、こちらも令和4年度、充足していたんですか。配置が即出るようでしたら、配置のほうをざっくりとお願いいたします。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） まず、スクール・サポート・スタッフのほうですが、こちらは小学校2校と中学校2校に配置されています。これは県の北総教育事務所のほうで、各教育事務所ごとに募集して、それで集まった人を各市町村の希望に沿って配置しているんですが、希望というか、希望でいいんですよ。学校によって配置しているんですが、配置される学校はかなり助かっているというような声を聞いております。

足りているか足りていないかという、学校の現場は、先生の負担というのはかなり大きいので、それはさらに県に要望したいと思っております。

県費負担教職員、正規職員についても、実際は昨年度も、産休で休んでいる先生の補充がされなかったとか、そういうこともありますので、そういった方を配置できるようにかなり要望はしております。

教諭補助員についても、そういった正規職員がちゃんと来ていればというか、本当は正規職員にもっと来てほしいんですが、そういった状況なので、市の単費のほうで教諭補助員を配置しているということになります。

それも足りているのかどうかと言われますと、去年は前年に比べて3人増やして、今年度もまた3人ぐらい増やしているんですけども、学校現場のほうはやっぱりその希望というのはまだまだある状況でございます。

(発言する人あり)

○教育総務課長(向後 稔) 配置は、中央小学校が4人で、あとは2人か1人になっています。

(発言する人あり)

○教育総務課長(向後 稔) 中央小学校が4人です。そのほかは1人か2人。

(発言する人あり)

○教育総務課長(向後 稔) 中学校のほうは二中に2人、あとの中学校は1人ずつです。

以上です。

○委員長(遠藤保明) ほかに質疑はありますか。

戸村ひとみ委員。

○委員(戸村ひとみ) ありがとうございます。

続きまして、今度は文化振興のほうなんですけれども、ちょっと財源にこだわりたいので、決算書の311ページ、文化振興事業の財源なんですけれども、地域振興基金を繰り入れているんですね。こちらのこの額、地域振興基金の繰入額というのが、繰入額の根拠です。これは一般財源でも600万円ほど入れているんですけれども、これの根拠をお願いします。

それと、大原幽学のほうです。こちらがほぼ一般財源、国県支出金というのが250万円ぐらい出ているんですけれども、これはどういう補助金なのかということをお願いいたします。大原幽学の史跡ということで、遺跡史跡公園ということなので、市のほうで基金がいろいろあると思うんですけれども、これに充てられる基金というのがなかったのかなと思って、ちょっとそのあたりのところを聞かせてください。

○委員長(遠藤保明) 戸村ひとみ委員の質疑に対して答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行） 地域振興基金繰入金の関係なんですが、30 万 8,900 円の部分ですけれども、これはあさひ寄席のほうに充てられる部分で、そのあさひ寄席が該当する部分で、根拠についてはちょっと今手元に資料がありませんので、後ほど回答したいと思います。

それと、大原幽学遺跡史跡公園管理費ですけれども、今回は防災設備更新工事設計業務委託料に係る収入に当たる部分は文化財保存事業補助金ということで、国が2分の1、県が4分の1ということで、補助金的には少ないですけれども、ここの部分だけ収入が充てられているということでありまして、全体の事業費は大きいんですけれども、一般財源でこれはほとんどのものは賄っている状況にあります。

（発言する人あり）

○委員長（遠藤保明） 戸村委員、手を挙げて。

（発言する人あり）

○生涯学習課長（伊藤弘行） すみません。ほかに基金を充てられるものはございませんでした。

○委員長（遠藤保明） よろしいですか。

戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） あさひ寄席ということだったんですけれども、これを足すとそういう金額になるんですかね。ちょっと今電卓がないから、暗算ができる人。250、それぐらいになるのかな、どうなのかな。これはあさひ寄席の部分のみが地域振興基金で充当できるという、そういう内容なんですか。

○委員長（遠藤保明） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行） あさひ寄席の事業費から、入場料収入を引いた額になります。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） こういうのの基金の、基金に充てていいよというその根拠のところで、いろいろ規程が基金の中にあるんでしょうけれども、ふるさと文芸賞とかがなぜこの地域振興基金にならなかったのかとか、そういうところでちょっと聞いてみました。分かりました。

大原幽学のほうのは充てる基金がないと。私もちょっと市の基金のところをざっくり見たんですけれども、額的に多いのが地域振興基金なので、これと同じように地域振興基金を活用ということができなかったのかなということで聞いてみました。

以上です。

○委員長（遠藤保明） ほかに質疑はありますか。

（発言する人なし）

○委員長（遠藤保明） なければ、10 款教育費についての質疑を終わります。

続いて、11 款災害復旧費について、補足説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、11 款災害復旧費につきまして補足説明を申し上げます。

決算書の 352 ページをお願いいたします。下段になります。

11 款災害復旧費は、令和 4 年度の支出はございませんでした。令和 4 年度は幸いにも大型台風などによる被害が少なく、災害復旧費として、公共施設や道路などの復旧工事がなかったことによるものでございます。

以上で、災害復旧費の説明を終わります。

○委員長（遠藤保明） 担当課の説明は終わりました。

それでは、11 款災害復旧費について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（遠藤保明） 特にないようですので、11 款災害復旧費についての質疑を終わります。

続いて、12 款公債費について、補足説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、12 款公債費につきまして補足説明を申し上げます。

決算書の 354 ページをお願いいたします。こちら下段になります。

12 款公債費の支出済額は、右側になりますが 31 億 3,791 万 9,392 円で、前年度比 8,662 万 6,338 円、2.7%の減となっております。

内訳といたしましては、1 項 1 目元金の備考欄 1、借入金償還費が 30 億 4,475 万 752 円で、2 目の利子の、こちら備考欄 1 になります、借入金利子支払費が 9,316 万 8,640 円となっております。

以上で、12 款公債費についての補足説明を終わります。

○委員長（遠藤保明） 担当課の説明は終わりました。

それでは、12 款公債費についての質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（遠藤保明） ありませんか。

特にないようですので、12 款公債費についての質疑を終わります。

続いて、13 款諸支出金について、補足説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、13 款諸支出金について補足説明を申し上げます。

決算書の 356 ページをお願いいたします。

13 款諸支出金の支出済額は、右側になります、1 億 101 万 1,000 円で、前年度比 2,153 万 6,000 円、27.1%の増となっております。

増の主な要因ですが、2 項 1 目水道事業公営企業費のうち、備考欄 2、水道事業会計出資金の増によるものでございます。

以上で、13 款諸支出金についての補足説明を終わります。

○委員長（遠藤保明） 担当課の説明は終わりました。

それでは、13 款諸支出金についての質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（遠藤保明） 特にないようですので、13 款諸支出金についての質疑を終わります。

続いて、14 款予備費について、補足説明がありましたらお願いします。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） 14 款予備費について補足説明を申し上げます。

そのまま、決算書の 356 ページをお願いいたします。

14 款予備費の充当状況について説明いたします。

予備費支出及び流用増減欄になりますが、令和 4 年度の予備費の充当額は 4,196 万 2,000 円で、件数としては 135 件でありました。

充当先の内訳を申し上げますと、2 款総務費へ 36 件、1,015 万 5,000 円、3 款民生費へ 66 件、1,756 万 8,000 円、4 款衛生費へ 24 件、927 万 4,000 円、7 款商工費へ 1 件、3 万 2,000 円、8 款土木費へ 5 件、461 万 9,000 円、9 款消防費へ 2 件、30 万 5,000 円、10 款教育費へ 1 件で 9,000 円となっております。

以上で、14 款予備費についての補足説明を終わります。

○委員長（遠藤保明） 担当課の説明は終わりました。

それでは、14 款予備費について質疑に入ります。

質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（遠藤保明） 特にないようですので、14 款予備費についての質疑を終わります。

以上で、議案第 1 号の質疑を終わります。

それでは、担当課の入替えを行います。

議案の審査は途中ですが、16 時 5 分まで休憩いたします。

休憩 午後 3 時 5 2 分

再開 午後 4 時 3 分

○委員長（遠藤保明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、議案第 2 号について、補足説明がありましたらお願いします。

説明、質疑は、着座で結構です。

答弁は簡潔明瞭にお願いいたします。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） それでは議案第 2 号、令和 4 年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について、こちらにつきましては本会議で説明申し上げたとおりとなります。

本日提出資料としまして、病院事業債の明細書が追加してございます。

追加資料の 3 ページをお願いいたします。

一番上の行、見出しになりますけれども、その中ほどに未償還残高の列がありますけれども、その列の一番下の行、182 億 7,092 万 616 円、これが令和 4 年度末の残高となります。

またその上の行、35 番になりますが、令和 4 年度に医療機器の整備のために借り入れた起債であり、この借入れの対象が 4 ページ、5 ページに記載してあります 16 種類の医療機器となります。

説明は以上です。

○委員長（遠藤保明） 担当課の説明は終わりました。

議案第 2 号について、質疑がありましたらお願いします。

（発言する人なし）

○委員長（遠藤保明） 特にないようですので、議案第 2 号の質疑は終わります。

続いて、議案第 3 号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（高野 久） それでは議案第 3 号、令和 4 年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について補足説明を申し上げます。着座にて失礼いたします。

資料につきましては、お手元にございますとおり、旭市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算に関する説明資料、こちらのほうになりますので、よろしくお願いいたします。

本会議では決算書に沿ってご説明いたしましたので、本日は、お示ししました旭市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算に関する説明資料になります。

それでは、お手元の資料、説明資料の 1 ページをお開きいただきたいと思います。

上段の表は、国保世帯数と被保険者数の推移でございます。

上段の令和 4 年度をご覧ください。

令和 4 年度の平均世帯数は、一番上の段の 1 万 566 世帯、前年度比、その 2 段下の 1.7%の減となりました。また、その隣、被保険者数は、一番上の段となります 1 万 8,028 人、前年度比、その 2 段下の 4.4%の減となりました。

続きまして下段の表でございますが、国保の加入率の推移で、住民基本台帳における旭市の世帯数及び人口に対する国保の世帯数と被保険者数の割合になります。

一番上の段、令和 4 年度をご覧ください。

令和 4 年度末の国保加入率は、世帯割合で 38.1%、人口割合では 27.5%となり、いずれにおいても減少傾向が続いております。

次のページをお開きください。

2 ページ、3 ページは、療養費や出産育児一時金などの保険給付の状況になります。3 ページの下段の表、⑦の合計の表をご覧ください。令和 4 年度の保険給付費の総額は、支出済額の一番上段のとおり 54 億 2,111 万円、前年度比 3.4%の減となりました。減の要因は、被保険者数の減少により、保険給付費の総額が減少となったものでございます。

続きまして、4 ページをご覧ください。横の表になります。

国民健康保険税の推移ということで、後ほど税務課からもご説明させていただきますが、国保税の収納状況になります。

上段、令和 4 年度の現年課税分の欄をご覧ください。

収入済額は、左から 3 番目、17 億 8,553 万 2,000 円、不納欠損額はその隣になります、58 万円。収納率は三つ右側に移りまして、95.2%となりました。

それでは、右側に移らせていただきます。滞納繰越分になります。収入済額は 1 億 455 万 6,000 円、不納欠損額はその隣、1,034 万 4,000 円、収納率は、また三つ右側になりますが、

43.0%となりました。

5 ページは保険税の賦課状況となっております。

それでは、続きまして 6 ページをご覧ください。

最後に滝郷診療所の状況になります。令和 4 年度の欄をご覧ください。

診療日数は、一番左側、188 日、患者数はその隣の 5,292 人、前年と比較しまして 1.7%の増となりました。

右側に移りまして、診療収入については、収入が 5,523 万 8,000 円で、前年度比 3.0%の減となりました。本会議でもご説明したとおり、減の要因は、患者数は前年度と比べまして増加になりましたが、医薬品の供給不足の影響によりまして院外処方が増え、外来収入が減少になったことによるものでございます。

以上で、議案第 3 号の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（遠藤保明） 税務課長。

○税務課長（向後秀敬） 税務課からは、令和 4 年度の決算について補足説明を申し上げます。

資料としてお配りしてあります令和 4 年度決算補足資料（国民健康保険税の収納状況等）をご覧ください。資料右上に議案第 3 号税務課となっているものです。

1 ページをお開きください。

初めに、国民健康保険税の収納状況についてご説明いたします。

資料の表は、前年度と比較をしたものです。区分欄 A の令和 4 年度の調定額合計は 21 億 1,648 万 3,719 円で、対前年 4,269 万 5,424 円の減となりました。

減の主な理由は、社会保険への加入等による被保険者数の減によるものです。

B の収入済額合計は 18 億 9,008 万 7,770 円で、対前年 709 万 6,995 円の増となりました。

C の不納欠損額合計は 1,092 万 3,621 円で、対前年 1,903 万 8,816 円の減となりました。

一つ飛ばしまして収入未済額合計ですが、これは滞納繰越額で 2 億 1,756 万 192 円となり、前年度より 3,077 万 539 円の縮減となりました。

その下の収納率ですが、令和 4 年度の現年分が 95.18%で 0.59 ポイントの増、滞納繰越分が 43.04%で 9.52 ポイントの増となり、現年、滞納繰越の合計は 89.2%で、前年度より 2.09 ポイントの増となりました。

続いて、2 ページをお願いします。

この表は国民健康保険税を科目別に前年度と比較したもので、説明は、一番右側の収入済額増減を申し上げます。

初めに、一般被保険者についてですが、医療分が 644 万 5,343 円の増、後期高齢者分が 108 万 1,779 円の減、介護分が 173 万 3,431 円の増となり、小計では前年度より 709 万 6,995 円の増となりました。

次に、退職被保険者については、令和 4 年度、令和 3 年度とも収入はありませんでした。

以上、国民健康保険税の合計では、前年度より 709 万 6,995 円の増となりました。

増の主な理由ですが、滞納整理の強化による滞納繰越分の収入増によるものです。

次に、3 ページをお願いいたします。

上段の表は、過去 5 年間の収納率の推移です。令和 4 年度の国民健康保険税の収納率は 89.2%で、平成 30 年度と比較しますと 9.58 ポイントの増となっており、毎年順調に伸びてきております。

下段の表は、過去 5 年間の収入未済額の推移です。令和 4 年度の現年分、滞納繰越分の収入未済額の合計は 2 億 1,756 万 192 円で、平成 30 年度と比較しますと 2 億 2,925 万 1,165 円の滞納額を縮減することができました。

以上で、議案第 3 号、税務課所管の補足説明を終わります。

○委員長（遠藤保明） 担当課の説明は終わりました。

議案第 3 号について、質疑がありましたらお願いします。

崎山華英委員。

○委員（崎山華英） 一つにまとめて質疑させていただきます。

施設勘定のほうで、滝郷診療所に常勤する医師の報酬というのは、この決算書 423 ページの歳出の備考欄 1、診療所関係職員給与に含まれているという認識でよいのかということと、滝郷診療所の小児科の診療というのが、ホームページを見る限り 1 歳未満は対応不可ということか、1 歳以上というような表示がされていて、水曜日が休診ということだと思えるんですけども、隣接する海上保育所内の病後児保育との連携を図るといった前市長の発言も会議録を見るとあるんですけども、これだとちょっと連携が図り切れていないのかなというふうに思えるんですけども、ちょっと見解を伺いたいなと思いました。お願いいたします。

○委員長（遠藤保明） 崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（高野 久） それでは、今、崎山委員のほうから 2 点ほど出ました。

まず 1 点目としましては、医師の給与につきまして、こちらにつきましては、委員おっしゃったとおり、備考欄の 1、診療所職員給与費のほうに含まれてございます。

続きまして2点目としましては、小児科診療につきまして、1歳未満が対応不可になっていると。また、水曜日休診であるということで、海上保育所との病後児保育の連携ということで疑問がございましたので、そちらについてご回答いたします。

委員の疑問としましては、海上保育所との連携の件でございますが、まず前提となります病児のお子さん、これにつきましては基本的にかかりつけ医が対応することになっております。その後、病後児保育を利用する場合につきましては、かかりつけ医が病後児保育の利用を認めまして、それを保育所で連絡表を受けまして、保育の利用が可能となります。

保育中につきましては、海上保育所内での保健師が対応する形になっているということになっております。

滝郷診療所につきましては、病後児保育を利用しているお子さんの体調変化によりまして緊急対応等があった場合に、医療機関としてサポートするような体制になってございます。病後児保育等を開始してからこういった事案は発生しておりません。

現状としましては、滝郷診療所も病気を持った方が通院しておりまして、一般の方より病気に弱いお子様がいらっしゃる保育所との常の往来につきましては、感染予防の観点から好ましくないと考えております。

しかしながら、市のほうとしましては、市が運営する医療機関でございますので、できる限り協力していきたいと考えておりますが、本来、本体事業のほうで診療に支障がない限りについては連携を図っていきたいと思っておりますが、一例としましては、児童が通所する中でけがなど、軽度の症状のお子さんがあれば対応していきたいと思っております。

また、1歳未満ということでございますが、こちらにつきましては、ご存じのとおり乳幼児等につきましては専門知識がないと対応ができないということで、申し訳ございませんが、滝郷での対応はちょっと不可ということで今まで進めていました。よろしくお願いいたします。

○委員長（遠藤保明） ほかに質疑ありますか。

○委員（戸村ひとみ） 1点だけ聞かせてください。

収納状況なんですけれども、先ほど前年度比較の減4,269万5,424円、社会保険等への加入と。社会保険に加入したというその金額、教えてください。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（高野 久） こちらにつきましては、社会保険の加入が何人かということにつ

きましては、手元のほう、統計取ってございまして、申し訳ありません、こちらは旭市のほうで、当然異動がかなりございまして……

(発言する人あり)

○保険年金課長(高野 久) 申し訳ありません、比較の関係ではちょっと統計を取っていないので、申し……

(発言する人あり)

○保険年金課長(高野 久) 税のほうの関係でございしますか。

(発言する人あり)

○委員長(遠藤保明) 税務課長。

○税務課長(向後秀敬) 日本国民全てが保険に加入するということで、基本的には国保以外は社保だという判断、あとは、全て、すみません、データそのものは今持っていないんですけども、基本的には何か健康保険には加入しなくちゃならない。国保以外は社会保険ということであれば、ほとんどが社会保険への加入ということでご理解いただきたいと思います。

○委員長(遠藤保明) 戸村ひとみ委員。

○委員(戸村ひとみ) 今、数字がないんです。ありますよね、きっと。教えてください。後ほどでもいいです。

(発言する人あり)

○委員(戸村ひとみ) 金額でいいです。

(発言する人あり)

○委員長(遠藤保明) 戸村ひとみ委員。

○委員(戸村ひとみ) この金額が、前年度比でこれだけ減というのが出ているわけですから、それって何かの数字を積み上げないとこの数字って出てこないわけでしょう。

そうしたら、単に引き算だけの話ですか、これ。令和3年度引く令和4年度の単にそれだけのことですか。そこだけでいいです。もし出るようでしたら後で聞かせてください。

(発言する人あり)

○委員(戸村ひとみ) でも、これは分析する必要があると思うので聞いています。

○委員長(遠藤保明) 戸村ひとみ委員の質疑に対して答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長(向後秀敬) すみません。先ほどもお話ししたように、金額ではちょっと時間がかかります。それで、国保の加入率の減ということでお話ししたと思います。

要は、人数ですけれども、例えば国保世帯数でいいですよと……

(発言する人あり)

○税務課長(向後秀敬) 分かりました。

○委員長(遠藤保明) 答弁は後で、本人に直接、よろしくお願いします。

ほかにありますか。

(発言する人なし)

○委員長(遠藤保明) なければ、議案第3号の質疑を終わります。

続いて、議案第4号について、補足の説明がありましたらお願いします。

保険年金課長。

○保険年金課長(高野 久) 今のところ失礼しました。

続きまして、議案第4号、令和4年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定につきまして補足説明を申し上げます。

こちら、本会議では決算書に沿ってご説明いたしましたので、本日は旭市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に関する説明資料によりご説明いたします。説明資料をお手元にご用意いただきたいと思います。こちらの資料になります。お願いいたします。

それでは、表紙をめくっていただき、1ページをご覧ください。

上段の表、後期高齢者医療の被保険者数となります。令和4年度末の被保険者数は、一番右側の計1万129人、前年度より374人の増となりました。団塊の世代が75歳を迎えたことによりまして増となっております。今後も数年間、急激な増加が見込まれると考えております。

後期高齢者医療制度の加入者は原則75歳以上となりますが、年齢区分で、上段、65歳から74歳の74の方につきましては、一定の障害を持つ方で、申請により加入された方でございます。

続いて下段の表、後期高齢者医療保険料の納付状況になります。一番上の段をご覧ください。特別徴収は年金から差し引かれる分でありまして、収入済額は、左から3段目Cの欄、3億5,036万3,000円で、収納率は一番右側100%となっております。2段目の普通徴収の収入済額は、同じくCの欄のとおり2億368万1,000円で、収納率は、右側の98.4%で、令和3年度と同率となっております。

合計の欄をご覧ください。

滞納繰越分を含めて、収入済額は、Cの欄、5億5,557万9,000円、不納欠損額は、その隣、50万8,000円。収入未済額は、その二つ右側になります、482万8,000円。収納率は、一番右

側の 99.0%で、令和 3 年度より 0.2 ポイント減少となっております。

以上で、議案第 4 号の補足説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（遠藤保明） 担当課の説明は終わりました。

議案第 4 号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（遠藤保明） 特にないようですので、議案第 4 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 5 号について、補足説明がありましたらお願いします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 議案第 5 号、令和 4 年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

旭市介護保険事業特別会計歳入歳出決算に関する説明資料に基づいてご説明させていただきますので、ご用意をお願いします。

それでは、資料の 1 ページをお願いいたします。

1 の高齢者人口等につきましては、本会議におきまして補足説明を申し上げたところで、中ほどの 2 の要支援・要介護認定者数からご説明いたします。

要支援・要介護認定者数の状況でございますが、第 1 号被保険者数、令和 5 年 3 月末の欄をご覧ください。

65 歳以上の第 1 号被保険者では、要支援 1 と要支援 2 を合わせた認定者が 434 人、要介護 1 から要介護 5 を合わせた認定者が 2,483 人で、合わせて 2,917 人となっております。

次に、特定疾病を要件とする 40 歳以上 65 歳未満の第 2 号被保険者では、要支援認定者数が 11 人、要介護認定者が 68 人で、合わせて 79 人となっております。全体では、要支援認定者は 445 人、要介護認定者が 2,551 人、総合計は 2,996 人で、前年度と比較しまして 45 人の減となりました。

続いて、2 ページをお願いいたします。

3 の介護保険料であります。65 歳以上の第 1 号被保険者の保険料率は、負担能力に応じた所得段階別定額制となっております。所得段階は 11 段階で、第 5 段階が基準額となります。基準額は年額 6 万 4,800 円、月額 5,400 円となっております。

また、令和元年 10 月の消費税率改正によりまして、市民税非課税世帯である第 1 段階から第 3 段階の保険料が引き下げられております。

続いて、4 の所得段階別第 1 号被保険者数ですが、こちらはただいまご説明しました所得段

階別の被保険者数の状況と構成割合となっております。

続いて、３ページをお願いいたします。

５の保険料納付状況です。年金からの天引きとなります現年度分特別徴収の収入済額は 11 億 1,851 万 3,360 円となり、還付未済額を差し引いた収納率は 100%であります。現年度分普通徴収の収入済額は 1 億 1,081 万 8,480 円、収納率は、前年度より 0.8 ポイント減の 89.2%であります。

次に、過年度分ですが、収入済額は 622 万 3,075 円となり、収納率は 27.0%でございました。不納欠損額は 680 万 3,860 円で、対象者は 169 人でありました。現年・過年度分を合わせた全体では、収入済額は 12 億 3,555 万 4,915 円となり、還付未済額を差し引いた収納率は前年度より 0.1 ポイント増の 97.6%となりました。

続きまして、６の保険給付費のサービス別支出状況です。居宅サービスの保険給付費の合計額は、中ほどの欄になりますＡ欄になりまして 16 億 9,793 万 9,614 円、対前年度 1.5%の減となりました。

次に、地域密着型サービスですが、保険給付費の合計額はＢ欄になります。８億 1,854 万 9,183 円、対前年度 14.8%の増となりました。

続きまして、施設サービスですが、保険給付費の合計額はＣ欄です。19 億 2,100 万 3,337 円、対前年度 1.1%の減となりました。

次に、特定入所者介護サービス費ですが、２億 542 万 9,498 円となり、対前年度 8.3%の減で、このサービス内容は、施設入所者で低所得の方の自己負担を軽減するため、食費・居住費を補足給付したものであります。

次に、高額介護サービス費は 1 億 623 万 9,777 円となり、対前年度 0.4%の増となりました。次の高額医療合算介護サービス費は 838 万 893 円、対前年度 3.4%の減となりました。これらの付加給付を含めました保険給付費の総額は、一番下の欄になりますが、47 億 6,121 万 852 円となり、対前年度 0.8%の増となりました。

以上で、議案第５号の補足説明を終わります。

○委員長（遠藤保明） 担当課の説明は終わりました。

議案第５号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（遠藤保明） 特にないようですので、議案第５号の質疑を終わります。

それでは担当課の……

(発言する人あり)

○委員長(遠藤保明) 保険年金課長。

○保険年金課長(高野 久) 失礼しました。

先ほど戸村委員のほうから国保のほうの関係で、異動についてご質問ございました。

手元のほうの資料としまして、ちょっとこちらの金額とはつながらないんですが……

(発言する人あり)

○保険年金課長(高野 久) いいですか。

資格の関係の異動については手元にあるんですが、その異動によっての金額のほうは保険年金課ではちょっと難しいので、こちらについてはちょっと……、失礼しました。

○委員長(遠藤保明) それでは担当課の入替えを行います。

しばらく休憩いたしますので、委員の皆様はそのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 4時33分

再開 午後 4時34分

○委員長(遠藤保明) 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、議案第6号について補足説明がありましたらお願いいたします。

説明は着座で結構です。

答弁は簡潔明瞭にお願いいたします。

上下水道課長。

○上下水道課長(多田一徳) すみません、着座で失礼します。

それでは議案第6号、令和4年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてのうち、令和4年度の主な工事について補足説明を申し上げます。

資料につきましては、3事業が一緒になっております旭市公営企業会計の決算書になります。こちらの資料になります。

それでは、公営企業決算書のほうの13ページをお願いいたします。

(1) 建設改良工事の概況となります。

表の1行目と2行目、工事名、水配R04 第2号及び第4号、三川地区配水管布設替工事ですが、漏水事故が多発する区間の管路を布設替えしたものです。

表の3行目と4行目、水配R04 第5号及び第6号、東足洗地区及び後草地区配水管布設替工事ですが、水道事業ビジョンに基づき、飯岡配水場及び海上配水場の配水区域を旭地域に拡大するため、配水管を増径する工事を行っているものでございます。

次に、表の5行目と6行目、水配R04 第7号及び第10号、清和甲地区及び鍋木地区配水管布設替工事ですが、こちらにつきましても漏水事故が多発する区間の管路の布設替えをしたものでございます。

以上で議案第6号の補足説明を終わります。

○委員長（遠藤保明） 担当課の説明は終わりました。

何か質疑ありますでしょうか。

井田委員。

○委員（井田 孝） 1点だけお聞きしたいんですが、説明の中で4年度は不調の工事が多かったということなんですが、この5年度になってその不調だった工事が速やかに発注されたかどうか、その状況を教えてください。

○委員長（遠藤保明） 上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 4年度に入札不調になりました2件につきましては、5年度の予算の中で予算化いたしまして発注をする予定でいるんですが、この2件につきましては補助事業の関連がございますので、今その補助事業との関連をつけて、今後検討している状況でございます。

○委員長（遠藤保明） よろしいですか。ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（遠藤保明） 特にないようでしたら、議案第6号の質疑は終わります。

続いて、議案第7号について補足説明がありましたらお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 議案第7号、令和4年度旭市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてのうち、令和4年度の主な工事について補足説明を申し上げます。

資料は決算書の続きの38ページをお願いいたします。

（1）建設改良工事の概況となります。

表の1行目と3行目、工事名、公共ます設置工事です。工事の概要は、公共下水道区域の中で農地等の理由で公共ますの設置されていなかった土地に新たに家屋が建設されたことにより、公共下水道へ接続することとなったため、公共ますを設置する工事を実施したものです。

表の2行目、工事名、公共下水道管移設等依頼工事は、建設課による排水路の整備に支障となる下水道管を先行して移設するもので、沿線関係者との協議により工法変更が必要となったため、令和5年度に繰り越したものでございます。

(2)の保存工事の概況について。

こちらにつきましては、故障は経年劣化による動作不良となった設備や機械について修繕や更新を行ったものでございます。

以上で議案第7号の補足説明を終わります。

○委員長（遠藤保明） 担当課の説明は終わりました。

議案第7号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（遠藤保明） ありませんか。

特にないようですので、議案第7号の質疑を終わります。

続いて、議案第8号について補足説明がありましたらお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） それでは、続きまして議案第8号、令和4年度旭市農業集落排水事業剰余金の処分及び決算の認定についてのうち、令和4年度の主な工事について補足説明を申し上げます。

同じく決算書のほうの63ページをお願いいたします。

(1)建設改良工事の概況となります。

表の1行目、琴田第三ポンプ場制御盤更新業務委託ですが、マンホール内の水中ポンプを制御する地上の制御盤が、経年劣化により動作不良や故障が頻発しているため更新を行ったものでございます。

表の2行目、琴田地区農業集落排水処理施設回分槽ばっ気攪拌装置更新業務委託は、経年劣化による故障のため更新したものでございます。

(2)の保存工事の概況については、故障や経年劣化による動作不良となった設備や機械について修繕や更新を行ったものでございます。

表の一番下の行、江ヶ崎地区農業集落排水処理施設回分槽ブロー用インバーター修繕工事については、世界情勢等の影響により部品調達に遅延が生じたため、令和5年度に繰り越したものでございます。

以上で、議案第8号の補足説明を終わります。

○委員長（遠藤保明） 担当課の説明は終わりました。

議案第8号について、質疑がありましたらお願いいたします。

常世田委員。

○委員（常世田正樹） 1点だけお願いします。

62 ページの経費回収率が令和4年度落ちた、大幅に落ちているんですけども、その理由について教えてください。

○委員長（遠藤保明） 常世田委員の質疑に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） こちらにつきましては修繕費、動力費等の高騰によりまして経費のほうの率が上がったために、経費回収率のほうの率が低くなってしまいました。

以上でございます。

○委員長（遠藤保明） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（遠藤保明） 特にないようですので、議案第8号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑を終わります。

---

#### 議案の採決

○委員長（遠藤保明） これより、討論を省略して議案の採決をいたします。

議案第1号、令和4年度旭市一般会計決算の認定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（遠藤保明） 全員賛成。

よって、議案第1号は認定することに決しました。

議案第2号、令和4年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（遠藤保明） 全員賛成。

よって、議案第2号は認定することに決しました。

議案第3号、令和4年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長（遠藤保明） 全員賛成。

よって、議案第3号は認定することに決しました。

議案第4号、令和4年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長（遠藤保明） 全員賛成。

よって、議案第4号は認定することに決しました。

議案第5号、令和4年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長（遠藤保明） 全員賛成。

よって、議案第5号は認定することに決しました。

議案第6号、令和4年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長（遠藤保明） 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決及び認定することに決しました。

議案第7号、令和4年度旭市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長（遠藤保明） 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決及び認定することに決しました。

議案第8号、令和4年度旭市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長（遠藤保明） 全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決及び認定することに決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は全部終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(遠藤保明) ありがとうございます。

異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

それでは上下水道課は退席してください。

しばらく休憩します。

皆さん、そのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 4時48分

再開 午後 4時49分

○委員長(遠藤保明) 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 会議時間の延長

○委員長(遠藤保明) おはかりいたします。本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(遠藤保明) ないということで、よって、本日の会議時間は延長することに決しました。

---

## 報告事項

○委員長（遠藤保明） 続いて、担当課より財務諸表について報告がありますので、説明をお願いします。

財政課長、よろしくお願いします。

○財政課長（山崎剛成） それでは、財政課から追加でお配りしております財政状況に関する資料二つについて説明いたします。

まず、一つ目といたしまして、令和4年度旭市財務書類速報版と書かれた資料をご覧くださいと思います。こちらA4サイズでとじました、この資料でございます。これを用いまして、旭市の財務4表について説明してまいります。

まず、1ページをお願いいたします。

初めに、財務書類の概要についてご説明いたします。

財務書類につきましては、新地方公会計制度に基づき、地方公共団体の会計制度に企業会計の手法を導入しようとする取り組みでございまして、本市では平成20年度決算から貸借対照表などの財務4表を作成しております。

続いて、財務書類についてご説明いたします。

その下の表になりますが、対象とする会計の範囲をご覧ください。

作成書類は、一般会計と病院事業債管理特別会計を合わせた一般会計等財務書類と、あと旭市の全ての会計を対象とした全体財務書類、旭市の全会計に関する団体等を加えた連結財務書類の三つの財務書類となります。本日はこのうち旭市の全ての会計を対象とする全体財務書類について説明をいたします。

なお、一部事務組合などの関連団体まで加えた連結財務書類につきましては、令和5年度中に対象団体から決算書などの提供を受けまして、年度末をめどに作成、公表する予定であります。

次に、右側の2ページをご覧ください。

財務4表の種類です。一つ目は貸借対照表、いわゆるバランスシートになります。二つ目は行政コスト計算書で、民間企業における損益計算書に相当するものでございます。三つ目は純資産変動計算書で、自己資本に相当する純資産の増減等の流れを明らかにするものであります。四つ目は資金収支計算書で、資金の増減等の流れ、いわゆるキャッシュフローを表すものでございます。

それでは、次に3ページをご覧ください。

こちらは貸借対照表バランスシートになります。

上のイメージ図をご覧ください。こちらは貸借対照表の内容を分かりやすく図式化したもので、左側が資産の部、右側が負債の部と純資産となっております。また、この下の表が基となっている数値をまとめた表でございます。

以下、ほかの三つの財務書類につきましても、上に全体のイメージ図、その下に基となる数値の表というような記載となっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

四つの表の個々の数値、詳細につきましては後ほどご覧いただければと思います。

少し飛びまして、7ページをお願いします。

ここからは財務4表を用いた指標の分析となります。数値については後ほどご覧いただきまして、ここでは指標の内容と何が見てとれるかについてご説明をいたします。

まず、1の市民1人当たりの指標になります。資産合計、負債合計、純行政コストの各金額を人口で割った金額で、資産については資産の形成度を、負債については財政の健全性を、行政コストは行政の効率性を測ることができます。

続いて、その下の2の歳入額対資産比率です。これは、これまでに形成された資産が歳入の何年分に相当するかを表すものでございます。

続いて、8ページをお願いいたします。

3の純資産比率です。総資産のうち返済義務のない純資産がどれくらいの割合を占めているかを表しています。企業会計におけます自己資本比率に相当し、この比率が高いほど財政状況が健全であると言えます。

続いて、下の4の有形固定資産減価償却率です。これは有形固定資産のうち建物や工作物などの償却資産について、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているかを表します。この比率が高いほど施設の老朽化が進んでいると言えます。

続いて、9ページをお願いいたします。

5の基礎的財政収支、プライマリーバランスです。支払利息支出を除いた業務活動収支と投資活動収支を合算したもので、地方債等の元利償還額を除いた歳出と地方債等発行収入を除いた歳入のバランスを示す指標です。プラス（黒字）であればその年の政策に係る経費が借金以外の収入で賄われていることとなり、財政が健全であることを示します。

続いて、下の6の社会資本形成の世代間負担比率、（将来世代負担比率）です。これは、社会資本整備の結果を示す固定資産を市債等の借入れによってどれくらい調達したかを表します。この比率が高いほど将来世代が負担する割合が高いと言えます。

続いて、10 ページをお願いいたします。

7 の受益者負担の割合です。これは経常収益を経常費用と比較することで、行政サービス提供に対する負担について、どの程度使用料や手数料等の受益者負担で賄えているかを表します。

以上が本年度の財務 4 表の簡単な説明となります。

なお、この内容につきましてはホームページなどを通じて公表し、市民の皆様に旭市の財政状況についてできるだけ分かりやすく説明していきたいと考えております。

次に、もう一つの資料について説明をさせていただきます。

令和 4 年度決算状況、左上に速報版と書かれた A 4 サイズの両面印刷の資料でございます。これは、毎年度総務省に報告する地方財政状況調査、いわゆる決算統計の内容をコンパクトにまとめたものでございます。県内の市町村が全て同じ様式で作成するため、他の団体との比較もしやすくなっております。

ただし、記入した数値につきましては、決算統計の手法に基づいて共通した方法によって作成されておりますので、このカードの数値と決算書の数値は異なっている部分があることをご理解いただきたいと思います。

一例を申し上げますと、このカードにおける歳入歳出の総額は、一般会計の数値に病院事業債管理特別会計の中の独法化以降の起債借入分を加えたものとなっております、決算書の歳入歳出の総額とは異なっております。

それでは、このカードにどんな内容が盛り込んであるかということを説明したいと思います。まず、表のほうをご覧ください。

こちら上段には、人口と産業構造を表示してあります。

中段の左側には、決算額の収支と交付税の算定に用いた基準財政需要額などを記載してありまして、また右側には、各種の財政指標と健全化判断比率を表示してございます。

続いて、裏面のほうをお願いしたいと思います。

こちら裏のほうは、左側の上段には款別の歳入を、その下には市税の収入状況を表示しています。

右側に移りまして、上段は性質別の歳出を、その下には目的別の歳出を表示しています。

最後に一番下の枠になりますが、こちらは現在進めている大規模事業を表示しています。

説明は以上となります。歳入歳出の詳細などにつきましては、決算の説明とほぼ重複いたしますので、一つ一つの内容につきましては後ほどご覧いただければと思います。

以上で、令和４年度決算に基づきます財務４表と決算カードについての説明を終わります。

○委員長（遠藤保明） 担当課の報告は終わりました。

---

○委員長（遠藤保明） それでは、以上をもちまして本委員会を閉会いたします。

大変長い間、不慣れな委員長の下、ご協力いただきましてありがとうございました。どうもご苦労さまです。

閉会 午後 ５時 １分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会決算審査特別委員会委員長 遠 藤 保 明